

令和6年第1回諏訪広域連合議会定例会

令和6年3月25日 開 会

令和6年3月26日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔3月25日（月）〕	7
承認第1号から議案第16号まで19件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第2号から議案第5号並びに議案第7号から議案第10号及び	
議案第12号から議案第16号 事務局長補足説明	
議案第1号並びに議案第6号及び議案第11号 消防長補足説明	
承認第1号から承認第3号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第1号から議案第16号まで16件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔3月26日（火）〕	31
一般質問	
議案第1号から議案第16号までの16件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	77

諏訪広域連合告示第6号

令和6年第1回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年3月18日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和6年3月25日（月） 午後2時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和6年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	会 議	備 考
3月25日 (月)	11:30～	議会運営委員会	
	13:00～	全員協議会	専決処分の承認を求めるについて 本定例会の運営について 諏訪広域連合規約の一部変更について 第9期介護保険事業計画について 松本・諏訪・上伊那地域の消防の連携・協力実施計画について 公共施設等総合管理計画中間見直しについて 介護保険料過誤納金還付手続における誤処理の報告について その他
	14:30～	本会議	【開会】 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明・補足説明 質疑 討論・採決または委員会付託
	(16:00～) (～17:00)	常任委員会	付託議案審査
3月26日 (火)	9:30～ (～12:40)	本会議	一般質問 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論・採決 【閉会】

※丸カッコ内は予定時刻

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議 席

1 番 ・ 川 信 仁
3 番 林 元 夫
5 番 小 泉 正 幸
7 番 横 山 真
9 番 佐 宗 利 江
11 番 今 井 康 善
13 番 宇 野 香 二
15 番 今 井 浩 一
17 番 牛 山 基 樹
19 番 木 村 かほり
21 番 長 田 近 夫

議 席

2 番 花 岡 進
4 番 吉 澤 美樹郎
6 番 大 津 学
8 番 伊 藤 浩 平
10 番 松 下 浩 史
12 番 小 松 壮
14 番 早 出 すみ子
16 番 名 取 久仁春
18 番 渋 澤 務
20 番 望 月 克 治
22 番 矢 島 正 恒

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 議案第 1 号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 議案第 3 号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について
- 議案第 4 号 令和 5 年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 号 令和 5 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 令和 5 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 令和 5 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 号 令和 6 年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 議案第 9 号 令和 6 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 議案第 10 号 令和 6 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 議案第 11 号 令和 6 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 議案第 12 号 令和 6 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）
- 議案第 13 号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 16 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○一般質問

5 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和6年3月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	花 岡 進 (下諏訪町)	1 第9期介護保険事業計画について (1) 施設整備計画における、介護老人福祉施設の定員について (2) 介護保険料の改定について
2	小 泉 正 幸 (諏訪市)	1 広域議会の広報について 2 消防行政について (1) 令和6年能登半島地震について (2) 諏訪広域消防の出動件数について (3) 施設等の改修・更新状況について
3	大 津 学 (諏訪市)	1 大規模災害発生時の消防の体制について (1) 平時との違い (2) 大地震と大水害とでの違い (3) 訓練・シミュレーション
4	望 月 克 治 (茅野市)	1 松本・諏訪・上伊那地域の指令の共同運用について
5	早 出 すみ子 (岡谷市)	1 2024年度の介護報酬改定について (1) 概要について (2) 訪問介護の基本報酬の引き下げについて (3) 訪問介護事業所への支援について (4) 訪問介護職員の確保についての対策 2 介護保険事業計画について (1) 家族介護者支援への取り組みについて (2) ヤングケアラーの支援について

令和6年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和6年3月25日（月）

午後 2時30分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 6 議案第 1号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について
- 日程第 9 議案第 4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 5号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 6号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 8号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第14 議案第 9号 令和6年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第15 議案第10号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第16 議案第11号 令和6年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第17 議案第12号 令和6年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）
- 日程第18 議案第13号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第 20 議案第 15 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第 21 議案第 16 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 ～日程第 21

承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）から議案第 16 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正についてまで 19 件一括議題

○広域連合長あいさつ、提出議題の説明

議案第 2 号から議案第 5 号並びに議案第 7 号から議案第 10 号及び議案第 12 号から議案第 16 号 事務局長補足説明

議案第 1 号並びに議案第 6 号及び議案第 11 号 消防長補足説明

承認第 1 号から承認第 3 号 質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第 1 号から議案第 16 号までの 16 件各質疑

議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号のうち所管部分、議案第 11 号及び議案第 12 号 総務消防委員会に付託

議案第 2 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 8 号のうち所管部分、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号及び議案第 16 号 福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員（22 名）

1 番	・ 川 信 仁	2 番	花 岡 進
3 番	林 元 夫	4 番	吉 澤 美樹郎
5 番	小 泉 正 幸	6 番	大 津 学
7 番	横 山 真	8 番	伊 藤 浩 平
9 番	佐 宗 利 江	10 番	松 下 浩 史
11 番	今 井 康 善	12 番	小 松 壮
13 番	宇 野 香 二	14 番	早 出 すみ子
15 番	今 井 浩 一	16 番	名 取 久仁春
17 番	牛 山 基 樹	18 番	渋 澤 務

19番	木村 かほり	20番	望月 克治
21番	長田 近夫	22番	矢島 正恒

○欠席議員（なし）

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|           |        |        |       |
|-----------|--------|--------|-------|
| 広域連合長     | 金子 ゆかり | 副広域連合長 | 早出 一真 |
| 副広域連合長    | 今井 敦   | 副広域連合長 | 宮坂 徹  |
| 副広域連合長    | 名取 重治  | 副広域連合長 | 牛山 貴広 |
| 事務局長      | 茅野 徳雄  | 企画総務課長 | 師岡 竜也 |
| 情報政策課長    | 久保田 好康 | 介護保険課長 | 矢島 知紀 |
| 八ヶ岳寮寮長    | 五味 一彦  | 消防長    | 大槻 秀次 |
| 消防次長兼総務課長 | 上原 昭司  |        |       |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	藤森 一彦	企画総務課総務係長	山本 征幸
書記	今井 稜	企画総務課企画係長	河西 猛

~~~~~

令和6年3月25日（月）

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 （ 2 － 1 ）

開会 午後 2時30分

散会 午後 3時46分

（傍聴者 2名）

開 会 午後 2時30分

---

**今井康善議長** ただいまから、令和6年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 2時30分

---

**今井康善議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**今井康善議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、3番林元夫議員、20番望月克治議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**今井康善議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月26日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）

- 日程第 4  
承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定める  
について）
- 日程第 5  
承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定める  
について）
- 日程第 6  
議案第 1 号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7  
議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8  
議案第 3 号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に  
基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について
- 日程第 9  
議案第 4 号 令和 5 年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10  
議案第 5 号 令和 5 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11  
議案第 6 号 令和 5 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12  
議案第 7 号 令和 5 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補  
正予算（第 1 号）
- 日程第 13  
議案第 8 号 令和 6 年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 14  
議案第 9 号 令和 6 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第 15  
議案第 10 号 令和 6 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第 16  
議案第 11 号 令和 6 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第 17  
議案第 12 号 令和 6 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予  
算（案）
- 日程第 18  
議案第 13 号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に

## 関する条例の一部改正について

### ○日程第 19

議案第 14 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

### ○日程第 20

議案第 15 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

### ○日程第 21

議案第 16 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

今井康善議長 日程第 3 承認第 1 号から日程第 21 議案第 16 号までの 19 件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の御挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和 6 年第 1 回諏訪広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙の中、御参集をいただき、ありがとうございます。

初めに能登半島地震につきましては、発生から 3 か月を迎えようとしております。仮設住宅の建設、水道や道路などインフラの復旧、学校の再開など、生活再建に向けた取組が強力に進められておりますが、被害の大きかった地域においては、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている状況でもあります。被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

当広域連合でも、1 月 29 日に緊急消防援助隊長野県大隊の一員として派遣され、石川県珠洲市で活動を行ってきました広域消防職員から、活動の報告がありました。現地では、珠洲市の住民の安否や住宅火災の危険性の有無の確認、またドローンを使用した調査業務に当たっていただきました。しかし、建物の倒壊や道路の破損が多く、迂回しなければ通行できない箇所もあり、大変な活動だったということでございました。生活再建に向け、前へ進みたいという被災者の皆様のお気持ちに寄り添いながら、迅速かつ必死に活動に取り組んできたという報告を受け、その活動の大変さを感じたところでもございます。

改めまして、被災地におきまして、救援や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、一日も早い復旧・復興が実現できることを心よりお祈り申し上げます。なお、いつ起きてもおかしくない地震等の災害に備え、我々も一人一人災害に対する備えを再確認する必要がありますと切に感じております。

また、昨年の 5 月に新型コロナウイルス感染症の扱いについて、感染法上の分類が 2 類相当から 5 類に移行されました。とはいえ、インフルエンザ同等の感染症で、1 月 12 日には医療警報が県

内に発出され、感染者の拡大を案じているところではありますが、社会的な大きな混乱も起きずに解除となりましたところであります。これまでに感染された方々や御家族並びに周囲の皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、今もなお、そしてこれからもこの感染症対応は続きますため、最前線で闘われる医療従事者の皆様をはじめ、介護サービス事業者の皆様並びに感染防止に御協力をいただいている地域の皆様方に、深く感謝を申し上げるところでございます。

このように様々な諸課題が降りかかる昨今の状況下ではございますが、当広域連合といたしましても、圏域住民の暮らしを守り、盛り上げるため、引き続き構成6市町村と共に力を合わせて各事業の推進に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には専決処分の承認案件3件、条例議案7件、補正予算案4件並びに令和6年度一般会計及び特別会計の予算案5件、合わせて19件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第1号から第3号は、専決処分の承認を求めるについて、和解及び損害賠償の額を定めるについては、昨年12月31日に原消防署の救急自動車が発着する際、凍結路面によりスリップし、停車中の車両、ガードレール等に衝突したという事故について、3者と和解と損害賠償の額を定めたものであります。早期に和解する必要があるため、専決処分をいたしました。

次に、条例議案について御説明いたします。

議案第1号 諏訪広域連联手数料徴収条例の一部改正については、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、諏訪広域連联手数料徴収条例において、消防法第11条第1項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査事務に必要な手数料の金額を改正するものでございます。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正については、第9期介護保険事業計画による介護保険料の改正と、令和5年度から全国の地方税の納付書に統一規格のQRコードが付されたことに伴い、金融機関の窓口において納付書及び督促状などに督促手数料の記載がない場合は徴収を行わない取扱いとなったため、他の地方税と同様、公平性に鑑み、介護保険料についても督促手数料を徴収しないこととするため、督促手数料を廃止する改正を行うものであります。

次に、議案第3号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止については、茅野市にございます白樺湖下水道組合が、令和6年3月31日をもって解散することとなり、令和5年11月6日付で諏訪地域振興局より解散についての届出が受理されたことから、諏訪広域連合との間の事務委託のための、諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の委託に関する規約、これを解散に伴い廃止していくものでございます。

次に、補正予算案について御説明申し上げます。

まず、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）については、介護保険事業において、国及び県から交付される低所得者保険料軽減負担金が精算により追加交付された分

を一般会計で一旦受け入れてから、介護保険事業特別会計へ繰り出す必要が生じたことによる補正でございます。

次に、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）は、保険給付費等の前年度実績による国や県からの交付金の精算に伴う補正と、前年度決算で生じた繰越金を介護給付費準備基金へ積立てを行う補正をするものです。

次に、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）は、令和6年3月31日付で2名の定年前退職者があったことから、退職手当金について歳入及び歳出の増額補正を行うものでございます。

また、本年度購入予定の水槽付ポンプ自動車について、年度内納期が難しいことから、購入予算を繰越明許費に追加し、翌年度に繰越しを行うものでございます。

次に、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）は、基金運用に伴う国債の買換えによる差益を基金に積み立てるための補正を行うものでございます。

次に、議案第8号から議案第12号までの令和6年度予算議案について御説明を申し上げます。

議案第8号 一般会計につきましては、総額5億6,719万5,000円を計上いたしました。広域連合職員の人件費や管理的な経費、新たに行う重層的支援体制整備事業に要する経費を計上したほか、17年間にわたり諏訪地域の小児救急医療に貢献をしまいいりました小児夜間急病センター事業ですが、所期の目的を達成したことから、令和6年3月31日をもって運営を終了するので、センター清算に伴い必要となる費用を計上しております。

なお、引き続きセンター閉鎖後の状況などを観察し、諏訪地域全体に及ぶ問題が発生した場合には、必要に応じて医師会をはじめ関係団体と構成市町村と共に連携し、協議してまいります。

議案第9号 救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額3億6,426万4,000円を計上いたしました。利用者の食の安全と満足度を高めるため、老朽化した厨房機器の更新を行うとともに、居住環境の整備に取り組み、今後も利用者が健康で安心して生活できるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。また、新規入所者の確保にも努めてまいります。

議案第10号 介護保険特別会計は、総額205億8,579万6,000円を計上いたしました。第9期介護保険事業計画の下、安定した介護保険事業の運営を目指して、構成市町村やサービス提供事業者、各種団体等と連携して事業運営に取り組んでまいります。

議案第11号 諏訪広域消防特別会計は、総額25億3,815万6,000円を計上いたしました。消防施設の長寿命化に基づき、庁舎屋根等の老朽化が著しい一部消防施設の改修を行うほか、地球温暖化対策実行計画に基づき、全消防施設のLED化を実施し、公共施設の脱炭素化に向けた取組を推進いたします。

また、令和7年度に予定している消防指令システム更新に伴いまして、第三者による更新機器の選定等、仕様書の作成業務等を委託し、安定した指令業務を維持しながら、経費の削減に努めてまいります。その他3台の車両を更新し、万全な出動態勢を確保してまいります。

議案第12号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計は、総額1,112万円を計上いたしました。情報ネットワーク推進事業として、小型プロジェクターなど情報機器の整備を行い、諏訪圏域のDX推進に寄与していくほか、防災講演会など、住民の防災意識の醸成を図るための防災啓発等共同事業、LCV-FMを活用した行政情報の発信などに取り組んでまいります。

次に、条例議案について御説明いたします。

まず、議案第13号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、介護予防支援事業者の運営基準等について、厚生労働省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、地域密着型介護予防サービスに規定するサービスの運営基準等について、厚生労働省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については、地域密着型サービスに規定するサービスの運営基準等について、厚生労働省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第16号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正については、居宅介護支援事業者の運営基準等について、厚生労働省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

以上で各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては、関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、創意工夫も重ねながら、引き続き圏域住民の安全で安心な暮らしの実現に向けた取組をしてまいります。

なお、各議案の細部につきましては、この後、事務局長、消防長から補足説明をさせていただきます。

以上を申し上げまして、提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**今井康善議長** 事務局長。

**茅野徳雄事務局長** それでは私から、議案第2号から議案第5号並びに議案第7号から議案第10号及び議案第12号から議案第16号について補足説明をさせていただき、その後、議案第1号並びに議案第6号及び議案第11号につきまして、消防長から補足説明をいたします。

議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、説明を申し上げます。本条例の一部改正につきましては、介護保険法第129条第2項の規定により、第1号被保険者に係る介護保険料額が、3年に一度見直しが必要なことから改正を行うもの、並びに介護保険料に係る督促手数料の廃止に伴い、改正を行うものです。

前者の一部改正は、新たな保険料額を適用する期間及び保険料額となります。適用する期間といたしましては、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間とし、保険料額につ

きましては、それぞれの保険料率により算定される額となります。

第9期介護保険事業計画での保険料額は、後期高齢者人口の増加に伴う要介護等認定者の増加により、介護給付費の上昇が見込まれることから、基準額を第8期介護保険事業計画での月額5,450円、年額6万5,400円から、月額5,550円、年額6万6,600円に改め、基準額を基に各保険料率で保険料額を算定し、改定するものです。なお、所得の少ない第1号被保険者に対する軽減保険料額の適用期間における保険料率について、規則で定める額に改定するものがございます。

また、後者の一部改正は、督促手数料の廃止に伴う条文の改正となります。6市町村の徴収金において、督促手数料が廃止されることを受け、納付の公平性の観点から、介護保険料についても督促手数料を廃止するものです。

議案第2号についての説明は以上です。

続きまして、議案第3号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について説明申し上げます。これは、茅野市にございます白樺湖下水道組合が、令和6年3月31日をもって解散することとなり、11月6日付で諏訪地域振興局により解散についての届出が受理されました。

これにより、平成28年4月1日より、諏訪広域連合を行政不服審査法の第三者機関として、行政不服審査会を設置、運営するために、事務の委託を規定しております諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の委託に関する規約を、解散に伴い廃止をしていくというものでございます。

また、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行することとさせていただきます。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ427万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,930万6,000円とするものでございます。この補正予算は、介護保険事業分については国及び県から交付される低所得者保険料軽減負担金が精算により追加交付された分を、一般会計で一旦受けてから、介護保険事業特別会計へ繰り出す必要が生じたことによるものでございます。

内訳につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。10ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款2項1目介護保険関係負担金に285万2,000円、3款2項1目介護保険関係負担金に142万6,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12ページの歳出をお願いいたします。3款民生費の1項1目高齢者福祉費に4,278万円（3月26日、427万8,000円の訂正あり）を増額補正するもので、介護保険特別会計への繰出金でございます。

以上、議案第4号の説明でございます。

続きまして、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,686万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ211億5,660万9,000円とするものでございます。この補正予算は、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の再確定手続に伴う国と県の追加交付を受けること、令和4年度決算における繰越金のうち介護給付費準備基金の積立額が確定したこと、以上の2点により補正を行うものでございます。

内訳につきましては、歳入歳出補正予算の事項別明細書により説明いたします。10ページをお願いいたします。

歳入でございます。8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金に427万8,000円、9款1項1目繰越金に3億5,258万9,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12ページの歳出をお願いいたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費に427万8,000円を、4款1項1目介護給付費準備基金積立金に3億5,258万9,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ543万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,700万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。10ページ、11ページ、歳入でございます。

2款1項1目利子及び配当金に、諏訪地域ふるさと振興基金を構成する国債の一部の買換えによる差益543万3,000円を増額補正するものであります。

続きまして、12、13ページの歳出になります。1款1項1目ふるさと振興事業費積立金に543万3,000円を増額補正するものでございます。

議案第7号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書を御覧ください。なお、これから説明します前年度との比較額は端数を省略させていただきます。

初めに、1ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,719万5,000円と定めるものです。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。めくっていただき、8、9ページを御覧ください。

歳入の内訳になります。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、新たに令和6年度

から地域支援事業費の一部を、介護保険特別会計より一般会計に移行し実施することとなった重層的支援体制整備事業経費負担金3,893万4,000円の計上により、総額2億4,930万4,000円となり、前年と比べ3,400万円の増となります。

2款国庫支出金1項1目介護保険関係負担金は、介護保険の低所得者の保険料軽減に係るものであり、軽減額の2分の1に相当する7,200万円の計上と、新たに実施する重層的支援体制整備事業経費負担金7,785万6,000円の計上により、前年と比べ7,800万円の増となります。

3款県支出金1項2目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は、社会福祉法人の利用者負担の減免に係る補助金で、介護保険財政等への影響を抑えるため、介護保険外の財源として一般会計で受け、一般会計で事業を実施するためのもので、20万2,000円の計上でございます。

同款2項1目介護保険関係負担金は、国の負担金同様、低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、軽減額の4分の1に相当する3,600万円を計上するとともに、新たに実施する重層的支援体制整備事業経費負担金3,892万7,000円の計上により、前年と比べ3,900万円の増となります。

10ページ、11ページをお願いいたします。5款繰入金1項2目介護保険特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、地域支援事業費の一部を一般会計に移行して充てるため、5,627万3,000円の繰入れを行います。

また、2項3目の退職手当基金繰入金は、令和6年度に退職となる対象の職員がいることから、基金から332万1,000円の繰入れを行い、総合事務組合への負担金に充ててまいります。

さらに2項5目総合福祉基金繰入金は、令和6年3月31日をもって運営を終了とする小児夜間急病センターの清算に伴い必要となる経費に充てるため、608万7,000円の繰入れを行います。

また、7款諸収入2項1目雑入は、小児夜間急病センターの運営終了に伴い、賃貸借してございましたセンターの施設の返還により、432万円の減となります。

次に、12、13ページをお願いいたします。ここから歳出になります。1款議会費1項1目議会費は、広域連合議会議員改選年に隔年で実施しております行政視察に係る経費が減となり、97万4,000円の計上となります。

12、13ページ下段から16、17ページをお願いいたします。2款総務費1項1目一般管理費は、1億4,531万3,000円の計上で、主に事務局職員の人件費や情報システム管理事業費を計上いたしました。

なお、物価高騰に伴い委託料等の増、人事院勧告に伴う人件費の増、そして職員退職に係る市町村総合事務組合への特別負担金支払いなどにより、前年に比べ900万円の増となっております。

めくっていただき、18、19ページをお願いいたします。3款民生費1項1目高齢者福祉費は、介護保険の低所得者対策に係るものでございます。社会福祉法人等による減免事業補助金と、介護サービス利用者負担助成費のほか、低所得者の保険料軽減に係る介護保険特別会計への繰出金、ま

た、先ほど来説明しております新たに実施する重層的支援体制整備事業費など、3億6,499万6,000円の計上であります。

めくっていただき、20、21ページをお願いいたします。4款衛生費1項1目病院群輪番制病院運営費補助事業費は、圏域住民の二次救急医療を確保するための、圏域内の6病院に対する運営費補助金で、3,340万3,000円の計上であります。

同項2目小児夜間急病センター事業費は、令和6年3月31日をもって運営を終了することから、小児夜間急病センター事業の清算に伴い必要となる経費1,948万2,000円を計上いたしました。

32、33ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますが、負担割合は規約で定められており、各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載してあります。

議案第8号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号 令和6年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について御説明いたします。予算書35ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,426万4,000円と定めるものであります。

42、43ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。1款1項2目民生費負担金は、現在の入所者のうち、市から入所した方の施設事務費及び施設生活費を、入所に対応した市が負担するもので、入所者88名分、2億3,110万8,000円の計上であります。

3款1項1目民生費県負担金は、県が負担する施設事務費及び施設生活費で、町村からの入所者が対象となります。37名分、9,712万8,000円の計上であります。

6款2項1目救護施設八ヶ岳寮基金繰入金は、厨房機器及び公用車の更新経費と、光熱水費の高騰などに対する財源に充てるため、1,407万3,000円を繰り入れるものであります。

次に、46、47ページをお願いいたします。歳出になります。2款1項1目施設管理費は、施設運営に係る職員人件費等の一般管理経費で、主な内容は、調理業務、管理宿直、トイレ清掃等の業務委託料、身体能力が低下した入所者が利用しやすくするための居室の洋室化と、厨房機器及び公用車の更新の経費などで2億6,457万4,000円の計上であります。

続いて、48ページ、49ページ下段です。同項2目施設事業費は、燃料費、光熱水費、賄材料費、健康診断料、入所者小遣いや介護用ベッド、自動洗濯機の購入など、利用者の直接処遇に係る経費となっており、9,869万円の計上であります。

議案第9号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第10号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。予算書の61ページを御覧ください。

第1条により、歳入歳出予算の総額をそれぞれ205億8,579万6,000円と定めるものでございます。

めくっていただいて、70、71ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。1款

1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 4 2 億 4, 7 2 3 万 8, 0 0 0 円で、前年度から 1 億 2, 7 0 0 万円の増を見込んでおります。これは、令和 6 年度からの第 9 期介護保険事業計画において算定された、第 1 号被保険者の保険料基準額の改定が行われたものによるものです。

2 款 1 項 1 目関係市町村負担金は 2 8 億 7, 1 5 8 万 9, 0 0 0 円で、このうち 1 節保険給付費関係負担金は、保険給付費の市町村定率負担分となる 1 2. 5 %分を、保険給付費割 2 0 %、人口割 8 0 %で関係市町村に負担いただくものです。

2 節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業での市町村定率分を関係市町村が負担するもので、介護予防・日常生活支援総合事業は事業費の 1 2. 5 %分を、包括的支援事業と任意事業は事業費の 1 9. 2 5 %分をそれぞれ高齢者人口割で負担いただくことになっております。

3 節事務費関係負担金は、人件費等の事務費関係経費を均等割 2 0 %、人口割 8 0 %で負担いただくものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目介護給付費国庫負担金と、次の 7 2、7 3 ページになりますけれども、6 款 1 項 1 目介護給付費県負担金は、いずれも減額となっております。また、5 款 1 項 1 目介護給付費交付金は増額となっております。

これらは、保険給付費を国・県・市町村支払基金が一定の割合で負担するものであるため、本来、保険給付費の増額に伴い各款で増額となるものでありますが、来年度から実施する重層的支援体制整備事業は、社会福祉法の規定に基づき一般会計に予算を計上する事業であるため、特別会計から一般会計に移行分が生じたことにより、国庫と県の負担金が減額となっているものです。

次に、8 款 1 項 4 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては 1 億 4, 4 0 0 万円の計上で、先ほど申し上げました第 1 号被保険者保険料の改定に伴い、事業費の増加により 2 0 0 万円の増となっております。

また、同款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は 2 億 4, 0 5 2 万 4, 0 0 0 円を計上し、第 9 期介護保険事業計画期間における第 1 号被保険者保険料額の軽減のため、介護給付費準備基金から繰入れをするものです。前年度に比べ 9, 1 0 0 万円の増となっております。なお、第 9 期介護保険事業計画では、計画期間の 3 か年で合計 1 1 億 6, 0 0 0 万円ほどを繰り入れる予定となっております。

歳入についての説明は以上となります。

続きまして、歳出の主な内訳について御説明申し上げます。7 6、7 7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、主に人件費等の事務的な経費であります。2 億 1, 0 1 5 万 8, 0 0 0 円を計上し、前年度に比べ 2 0 5 万円の減となっております。人事異動に伴う人件費が減額になるほか、第 9 期計画策定終了による委託料の減によるものです。

また、7 9 ページをお願いします。事業計画策定費では、今年度に高齢者等実態調査を終了しているため、そのための役務費、委託料が減額となっております。

次に 8 2、8 3 ページをお願いいたします。下段の 2 款保険給付費の総額は 1 9 2 億 5 6 9 万 9, 0 0 0 円で、前年度に比べ 1 億 4, 6 0 0 万円の増となっています。なお、このページから

94、95ページの特定入所者介護サービス費等までの2款の予算は、第9期介護保険事業計画最終年の給付費推計に基づき予算計上をしております。

それでは、82、83ページに一旦お戻りいただきまして、2款1項介護サービス等諸費は、要介護認定者のうち、要支援の方を除く要介護1以上の方々に対するサービス給付費となります。この介護サービス等諸費の主な歳出は、1目居宅介護サービス給付費、84、85ページになりますが、3目地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費の三つの給付費となります。

なお、86、87ページ下段の2項介護予防サービス等諸費以降の2款の説明は割愛させていただきます。

次に、94、95ページをお願いいたします。下段、5款の地域支援事業費でございますけれども、地域支援事業費は9億9,785万6,000円で、前年度と比べ2億1,100万円の減となっております。地域支援事業の事業費は、国によりその上限額が定められていますが、その範囲の中で関係市町村からの要望額により計上しています。

これは一般会計でも御説明させていただきましたように、令和6年度から地域支援事業費に係る一部を重層的支援体制整備事業へ移行するため、特別会計から一般会計に移行分が生じたことに伴う減によるものです。

最後に114ページ、115ページを御覧ください。関係市町村負担金の内訳になり、各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載しております。

議案第10号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号 令和6年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算(案)について、説明を申し上げます。151ページになります。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,112万円と定めるもので、前年度比45万円の減となっております。

158ページ、159ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。2款1項1目基金利子収入は1,010万円で、前年度と同額を計上しております。

4款1項1目繰越金は、前年度比45万円減の101万8,000円を計上いたします。

160ページをお願いいたします。歳出の内訳になります。1款1項1目ふるさと振興事業費は1,102万円で、前年度比45万円の減となっております。

事業ごと、主な内容になります。まず、ふるさと振興事業費は59万2,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

スポーツ振興補助金は、前年度と同額の50万円を計上しております。

次に、情報ネットワーク推進事業費で、LCV-FM広報の委託料として、前年同額の580万8,000円を計上しております。

また新規事業として、DX推進のため、情報機器の購入費用100万2,000円を計上しております。

次に、防災啓発等共同事業費につきましては、防災講演会の費用として、前年同額の30万円を

計上いたしました。また、令和５年度に行いました臨時災害放送局開設訓練の予算は、隔年実施でありますので令和６年度については計上しておりません。

議案第１２号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第１３号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

これから説明いたします介護保険関連の４件の条例の一部改正につきましては、令和６年度介護保険報酬改定における厚生労働省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものです。社会保障審議会の答申を受け、厚生労働省令の公布が１月末となりましたので、内容の精査、協議を経る都合上、追加の提出議案となり申し訳ございません。

この条例は、指定介護予防支援等に規定するサービスの運営基準等を定めておりますが、改正の内容は、１．書面掲示規制の見直し、２．身体的拘束等の適正化の推進方針、３．管理者の兼務範囲の明確化、４．テレビ電話装置等の活用。以上について、記載内容の変更及び項目の追加となります。

議案第１３号の説明は以上です。

続きまして、議案第１４号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

この条例は、地域密着型介護予防サービスに関する運営基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等を定めておりますが、改正の内容は、１．介護現場の生産性の向上、２．書面掲示規制の見直し、３．管理者の兼務範囲の明確化、４．身体的拘束等の適正化の推進、以上について記載内容の変更及び項目の追加となります。

議案第１４号の説明は以上です。

続きまして、議案第１５号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

この条例は、指定地域密着型サービスの人員、設備、運営基準等を定めておりますが、改正の内容は、１．介護現場の生産性の向上、２．書面掲示規制の見直し、３．管理者の兼務範囲の明確化、４．身体的拘束等の適正化の推進、以上について記載内容の変更及び項目の追加となります。

議案第１５号の説明は以上です。

最後に、議案第１６号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

この条例は、居宅介護支援等に規定するサービスの運営基準等を定めておりますが、改正の内容は、１．書面掲示規制の見直し、２．身体的拘束等の適正化の推進、３．公正・中立性の確保のための取組の見直し、４．ケアマネジャー１人当たりの取扱件数、以上について記載内容の変更及び項目の追加となります。

議案第１６号の説明は以上です。

消防関係を除く議案についての補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**今井康善議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** それでは私から、消防に関する議案3件につきまして補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について、説明申し上げます。

改正理由につきましては、令和5年12月6日、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正いたしますのでございます。

手数料の標準額につきましては、平成10年に閣議決定された地方分権計画に基づき、原則3年に一度見直すこととされ、令和5年度が見直し年度であることから関係省庁で見直しが行われ、消防関係では消防法第11条第1項の規定に基づく、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査事務に必要な手数料が改正されることに伴い、規定の整備を図るものでございます。

改正となる、浮き屋根式特定屋外貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料でございまして、概要につきましては、第3条に関する別表の整備を図るものでございます。

附則であります、この条例の施行期日を令和6年4月1日からとするものであります。

続きまして、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,354万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,746万5,000円とするものです。

この補正は、令和6年3月末で2名の定年前退職者があることから、退職金について歳入及び歳出の増額補正をお願いするものでございます。

第2条は、繰越明許費の予算補正をするものでございます。この補正は、本年度、水槽付消防ポンプ自動車を原消防署に配備予定でありましたが、消防車両のベースとなるトラックのシャシーにつきまして、新基準の加速騒音規制等に対応した車両の許可が大幅に遅れ、10月から適合車両の生産を開始したところですが、需要過多などの影響により生産が間に合わない状況で、艤装メーカーへの納入に至っていないことから、本年度中の納期が困難であると落札業者から納期延長願いが提出されたため、納期を令和7年3月31日にし、本年度予算の繰越しをお願いするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正について、予算事項別明細書により御説明申し上げます。

5枚おめくりいただき、歳入でございます。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金、3,354万7,000円増額補正いたします。

1枚おめくりいただき、歳出でございます。1款消防費1項1目一般管理費3節職員手当等に3,354万7,000円増額補正いたします。

次に、第2条、繰越明許費について1枚おめくりいただき、第2表でございます。1款消防費2項常備消防費、水槽付消防ポンプ自動車購入費7,489万7,000円を、翌年度に繰越しを

お願いするものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号 令和6年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書を御覧ください。

初めに、117ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,815万6,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により定めたものであります。内容は、120ページ第2表に記載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。126ページから129ページを御覧ください。歳入の内訳でございます。1款1項1目関係市町村負担金は、23億2,953万2,000円の計上でございます。

2款1項1目消防手数料は160万円の計上で、危険物許認可等の手数料でございます。

7款1項1目消防債は1億2,180万円の計上で、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び長野県防災行政無線装置更新整備に係る起債でございます。

続きまして、130ページから135ページをお願いいたします。ここから歳出となります。1款1項1目一般管理費は、職員の人件費、研修等の職員管理に係る経費などで、19億4,965万1,000円の計上となっております。

132ページ、同款2項1目消防管理費は2億4,187万2,000円の計上で、光熱水費等の高騰、指令関連の修繕料及び長野県防災行政無線装置更新整備負担金により増となっております。

134、135ページをお願いいたします。2項2目消防施設費は1億6,824万2,000円の計上で、施設改修工事のほか車両の更新整備などの経費を計上いたしました。

2款公債費は1億7,339万1,000円の計上で、1項消防本部公債費で、消防指令センター整備費、デジタル無線整備費第1期分の償還が終了するため、減となっております。

138ページからの給与費明細書、147ページの地方債の現在高の見込みに関する調書についての説明は省略をさせていただきます。

148ページ、149ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますので、御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**今井康善議長** これより、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定い

たしました。

これより、承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号から議案第16号までの16件について、順次質疑を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、質疑はありませんか。  
小泉正幸議員。

**5番小泉正幸議員** それでは、ちょっと1点教えていただきたいんですが、一般会計予算21ペー

ジの、企画総務課の病院群輪番制病院運営事業費というものがあるんですけども、これについて対象の病院と、具体的な交付に対する内容をお伺いします。

**今井康善議長** 事務局長。

**茅野徳雄事務局長** それでは交付の対象でございますけれども、全部で6病院になります。具体的に申し上げますと、岡谷市民病院、諏訪湖畔病院、諏訪赤十字病院、諏訪中央病院、富士見高原病院、諏訪共立病院の6病院でございます。

内容につきましては、二次救急の受入れをやっております6病院でございます。休日・夜間の重症患者を受け入れていただいておりますけれども、輪番でございます。日数を、その担当の日を病院ごとに決めまして365日対応しているということでございます。以上です。

**今井康善議長** 小泉正幸議員。

**5番小泉正幸議員** そうするとあれですか、6病院とも全部平らというか、全部同じ金額なのか、その対応する日数によって金額を分割しているとか、その辺はいかがなんでしょうか。

**今井康善議長** 事務局長。

**茅野徳雄事務局長** 病院ごと日数はまちまちでございます。単価だけは決まっておりますけれども、日数によって金額は変動しております。以上です。

**今井康善議長** ほかに質疑はありませんか。望月克治議員。

**20番望月克治議員** 26ページの職員給与に関してですが、会計年度任用職員について、職員手当で期末手当の増分とあるんですけども、勤勉手当については支給をしないということになるのでしょうか。

**今井康善議長** 事務局長。

**茅野徳雄事務局長** 会計年度任用職員につきましては、期末手当のみでございます。

**今井康善議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和6年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 令和6年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**20番望月克治議員** 130、131ページの一般管理費の中の、旅費の消防学校入校旅費とあり

ますが、来年度は何人、これは新しく入った方が勉強で行くと思うんですけども、先ほど2人定年前退職もおられるということでしたが、来年度は何人新たに職員が入るのか教えてください。

それが1点と、134、135ページです。先ほどちょっと説明がありましたが、庁舎のLED化ということなんですが、なぜリース料。リースというのは、なぜリースになるのかという点が1点。

もう1点が、142ページのやはり会計年度任用職員の職員手当についてですが、ここもやはり期末手当だけになっていますが、勤勉手当はやはり出さないということでしょうか。

**今井康善議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** まず消防学校でございますが、令和6年度は7名（同日、職員採用は7名でございますが、そのうち2人は社会人枠ということで、既に消防を経験していますので消防学校の派遣はなくて、5人消防学校へ派遣の訂正あり）を予定してございます。

次に、LED化のリースにつきましては様々な角度から検証しまして、金額の面、それから工事期間の面等を総合的に考えまして、リースが得策であろうという判断をさせていただきました。

それから、会計年度任用職員の職員手当につきましては、先ほどの事務局長のお答えのとおりでございます。以上です。

**今井康善議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 令和6年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

消防長より発言を求められておりますので、許可したいと思います。消防長。

**大槻秀次消防長** 先ほど望月議員から御質問いただきました議案第11号の令和6年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）の中の御説明で誤りがありましたので、修正をさせていただきますと思います。

職員採用は7名でございますが、そのうち2人は社会人枠ということで、既に消防を経験していますので消防学校の派遣はなくて、5人消防学校へ派遣をする予定でございます。大変申し訳ございませんでした。

**今井康善議長** ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第1号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第8号のうち所管部分、議案第11号及び議案第12号を。

福祉環境委員会に、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第8号のうち所管部分、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号をそれぞれ付託いたします。

---

**今井康善議長** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**今井康善議長** 本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散 会 午後 3時46分



## 令和6年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和6年3月26日（火）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3 号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について
- 日程第 5 議案第 4 号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 5 号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 6 号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 7 号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第10 議案第 9 号 令和6年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第11 議案第10号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第12 議案第11号 令和6年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第13 議案第12号 令和6年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）
- 日程第14 議案第13号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

ページ

ページ

1 番	花 岡	進 …	3 4	2 番	小 泉	正 幸 …	4 1
3 番	大 津	学 …	4 7	4 番	望 月	克 治 …	5 1
5 番	早 出	すみ子 …	5 7				

日程第 2～日程第 17

議案第 1 号から議案第 16 号まで 16 件一括議題

議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号のうち所管部分、議案第 11 号及び議案第 12 号 総務消防委員長報告

議案第 2 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 8 号のうち所管部分、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号及び議案第 16 号 福祉環境委員長報告

議案第 1 号から議案第 16 号まで 16 件各質疑、討論、採決

閉 会

~~~~~

#### ○出席議員（22 名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | ・ 川 信 仁 | 2 番  | 花 岡 進   |
| 3 番  | 林 元 夫   | 4 番  | 吉 澤 美樹郎 |
| 5 番  | 小 泉 正 幸 | 6 番  | 大 津 学   |
| 7 番  | 横 山 真   | 8 番  | 伊 藤 浩 平 |
| 9 番  | 佐 宗 利 江 | 10 番 | 松 下 浩 史 |
| 11 番 | 今 井 康 善 | 12 番 | 小 松 壮   |
| 13 番 | 宇 野 香 二 | 14 番 | 早 出 すみ子 |
| 15 番 | 今 井 浩 一 | 16 番 | 名 取 久仁春 |
| 17 番 | 牛 山 基 樹 | 18 番 | 渋谷 務    |
| 19 番 | 木 村 かほり | 20 番 | 望 月 克 治 |
| 21 番 | 長 田 近 夫 | 22 番 | 矢 島 正 恒 |

#### ○欠席議員（なし）

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長	金 子 ゆかり	副 広 域 連 合 長	早 出 一 真
副 広 域 連 合 長	今 井 敦	副 広 域 連 合 長	宮 坂 徹
副 広 域 連 合 長	名 取 重 治	副 広 域 連 合 長	牛 山 貴 広
事 務 局 長	茅 野 徳 雄	企 画 総 務 課 長	師 岡 竜 也
情 報 政 策 課 長	久保田 好 康	介 護 保 険 課 長	矢 島 知 紀
八ヶ岳 寮 寮 長	五 味 一 彦	消 防 長	大 槻 秀 次
消防次長兼総務課長	上 原 昭 司		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書	記	長	藤	森	一	彦	企画総務課総務係長	山	本	征	幸
書		記	今	井	稜		企画総務課企画係長	河	西		猛

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

令和6年3月26日（火）

第1回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時27分

（傍聴者 3名）

開 議 午前 9時30分

今井康善議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。

事務局長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。事務局長。

茅野徳雄事務局長 昨日の補足説明について、数値の読み間違いがございましたので訂正させていただきます。

議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）の12ページ、事項別明細書、3款民生費1項1目高齢者福祉費に4, 278万円を増額補正と説明いたしましたけれども、数値は427万8, 000円でございますので訂正させていただき、おわび申し上げます。以上でございます。

○日程第 1

一般質問

今井康善議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

花岡進議員の質問を許します。花岡進議員。

2番花岡進議員 質問番号1番、議席2番、花岡進です。第9期介護保険事業計画について質問いたします。

初めに、施設整備計画についてお聞きします。第9期計画案52ページの施設整備予定一覧表では、介護老人福祉施設の定員増は第8期計画で積み残しになっていた地域密着型特養29人分のみ整備を進めることとしています。諏訪圏域の特養待機者は約500人となっており、待機者の解消のためには、今こそ整備計画数を増やすことが必要ではないでしょうか。

以上、第1回目の質問として、以下は質問席から質問させていただきます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 おはようございます。それでは、花岡進議員の御質問にお答えいたします。

第9期介護保険事業計画における介護老人福祉施設の整備につきましては、諏訪広域連合介護保険委員会の専門部会でありますサービス部会において、事業者の意向や各種制度の動向等を踏まえた上で、さらには中長期的な人口構造の変化及び介護ニーズを見据え、計画的な整備を進めることについて御意見をいただき、その後、介護保険委員会でお諮りをいただいております。

介護老人福祉施設の待機者解消のための増床につきましては、サービス部会委員からも施設整備は必要との御意見をいただく一方で、無理な施設の増設による介護人材の奪い合い等に配慮した整備計画とし、人材確保が優先ではないかとの御意見をいただいております。多くの施設において介護職員の確保が困難となっている状況があり、無理な施設整備を行うことで、かえって広域全体の介護職員不足を招くおそれがあるとも考えております。

また、介護老人福祉施設以外の特定施設入居者生活介護施設、これは指定を受けた有料老人ホームなどですが、これや介護老人保健施設（老健）、これらの稼働率が100%に満たなく、空きが出ていることもございます。既存の施設サービスをより利用していただいたり、住宅サービスの充実をさらに図っていくことも、特養待機者を減らすために必要があると考えているところでございます。以上です。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 特養待機者は約600人から500人へと減少してきているということですが、最新の待機者数は何人でしょうか。

約500人という待機者は決して少ない数ではありません。1月の全員協議会の質疑では、複数の施設に申込みをしている方が多い、在宅サービスへ移行する方が増えており、入所が決まっても辞退する場合があるとのお答えがありましたが、しかし、長期間待機を余儀なくされている方がいることも事実です。その状況をどう捉えていますか。入所を待っていただいたが、間に合わずに亡くなってしまわれた方はいないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 介護老人福祉施設待機者の入退所の管理につきましては、各施設において行われております。こちらは、特に入所希望の多い施設では、待機する時間が長くなる場合もあることは認識しております。その待機場所としましては、介護老人福祉施設（同日、介護老人保健施設の訂正あり）等の施設が多く、次に入院中や在宅にてサービスを利用する方となっております。

この中には、要介護4・5の重度者が含まれておりますので、入所を待っている間にお亡くなりになることもあるとお聞きはしております。

以前の一般質問におきまして、介護老人福祉施設待機者数は、令和3年から令和4年度の調査で減少傾向が続いており、令和4年度末には約500人まで減少していると答弁をしております。今年度につきましては増加に転じておりまして、まだ重複申請の審査等ができていないため、現時点でははっきりとした人数はお答えできませんが、特に多床室への希望者が増えている傾向が見られます。待機者が多く、入所まで時間がかかるということで複数の申込みをされたり、要介護3以上

になれば申込みをしておくといったことが依然続いているとはお聞きしております。

なお、国が推奨しているのは、介護老人福祉施設のユニット型であり、多床室を増やすことは難しいのが現状です。また、収益性の面からも、新たな参入は難しいことが考えられますので、既存施設を維持していくことが重要となってきます。

現在、諏訪広域内の介護老人福祉施設数は２０施設で、多床室が７施設、定員合計は１，１７３人となっており、毎月３０人程度の入退所がございしますが、施設整備は参入を希望する事業所の意向や費用面等の条件がそろわなければ難しいことから、入所待ちの時間が長くなる場合には、他の施設や在宅で過ごせるようなサービスの充実を図っていきたいと考えております。

今井康善議長 花岡進議員。

２番花岡進議員 施設整備計画での特養の定員増を２９人分とした理由として、高齢化率は上がり続け、２０５０年には４３．９％まで上昇すると推計されるが、高齢者数は将来減少していく見込みのため、施設を増設しても将来的にペイできないということをお聞きしましたが、ペイできないと予測する根拠をお示してください。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 整備計画におきまして、定員数２９床とした理由としましては、第９期計画に向け新たな意向調査を実施したところ、第８期介護保険事業計画と同じ事業者以外に参入を希望する事業者がなかったため、積み残し分の整備について、建設地域を諏訪圏域全体に広げることで検討いただき、進めることといたしました。

また現在、ウクライナ情勢など国際的な供給連鎖が分断され、資材不足や資材の高騰が顕在化しております。加えて、歴史的な円安も影響し、建設費の高止まりが続くことが予想されております。建設業界において、人手不足による人件費の高騰もあり、特養１床当たりの建設費は１，６００万円を超えると考えられ、公費補助等を差し引いても１，２００万円程度の費用がかかることから、２９床規模を建設するには数億円かかる計算となります。

高齢者人口の減少も見込まれる中、返済期間も２０年を超えるような長期にわたると予想されることから、事業参入は消極的になっているのではないかと考えられます。

今井康善議長 花岡進議員。

２番花岡進議員 第９期計画案、１８ページの要支援・要介護認定者数の推計では、高齢者数は減少傾向になるものの、認定率の高い後期高齢者の増加により、１６年後の２０４０年には認定者数が１万２，５１１人と約１，０００人増加し、認定率は１９．７％まで上昇すると推計されています。

今現在、入所できずに困難を抱えている方がいるのですから、入所希望者ができるだけ多く入所できるよう、特養の整備数を増やすべきと考えますが、いかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 これまで御説明しましたように、施設整備を進めることは重要なことだと捉えておりますが、条件がそろわなければ難しい面があると考えております。空きが出ている各施

設の活用や案内、在宅でのサービスの充実、また介護人材確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 特養に入所できない方を少しでも少なくするために、ぜひ施設整備計画の見直しを行っていただくことをお願いして、次に移ります。

第1号被保険者の介護保険料基準額が月額100円引き上げられる計画ですが、長引く物価高騰や医療費負担増、年金の減額などで高齢者の生活が厳しくなっていることから、上がり続ける介護保険料の引下げはできないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 介護保険料につきましては、高齢者等実態調査等において、年金が増えず介護保険料の負担が増えて困るなど、圏域の皆様から御意見をいただいております、経済情勢により生活実態が厳しくなっていることは認識しておりますが、高齢者人口の増加に伴い、現在の介護保険サービスを維持していくためには、それに対応する保険料の設定が必要になります。

諏訪広域連合では、現在14段階の保険料段階を設定し、低所得者へ配慮した保険料段階としており、第9期介護保険事業計画での介護保険料設定におきましても、低所得者層の保険料について、介護保険委員会で検討を踏まえまして、国が標準としている割合を下回る設定を諏訪広域連合独自に実施しております。

引き続き、介護保険運営につきましては、住民の皆さんで組織される介護保険委員会の議論を踏まえつつ、事業の健全な運営を図ってまいります。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 諏訪広域連合においては、介護保険料を月額100円引き上げたとしても、県内の他の保険者と比較して少ないほうであるということですが、2000年の介護保険制度スタート時から介護保険料が約2倍になっていると思います。

第1号被保険者の保険料基準額は、現在の第8期では月額5,450円となっていますが、制度スタート時の基準額は月額幾らだったのでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 現在、介護保険料基準額につきましては、県内63の保険者中で41番目となっておりますが、第9期介護保険計画における介護保険料基準額につきましては、県内の保険者の金額が公表されておりませんので、現段階では全てを把握しておりません。

諏訪広域連合の介護保険料基準額は、100円引上げにより月額5,550円となりますが、まだ第8期介護保険事業計画における長野県加重平均5,623円を超えていないことを考えますと、県内ほかの保険者に比べ、急に高くなっているわけではないと考えております。

なお、介護保険制度スタート時、第1期介護保険料基準額につきましては、平成12年度から平成14年度までの3年間で月額2,447円となっております。

今井康善議長 花岡進議員。

2 番花岡進議員 保険料は、13年間で約2倍になっているということでもあります。これは大変重い負担だと思います。

保険料額の算定は、第9期計画期間と重なる令和6年度から令和8年度の保険給付費等の必要額の推計を基に算定されます。令和6年度介護報酬が1.59%プラス改定されることにより、保険給付費見込額が増額になったということですが、保険給付額の推計はどのように行っているのでしょうか。

昨日の全員協議会で、令和5年度の保険給付費の予測額は186億円とお聞きしました。1月に配付された第1号被保険者保険料基準額について、資料1によると、令和6年度の給付費見込額は約194億6,600万円となっており、8億円以上の増額を見込んでいます。令和6年度から令和7年度で3億1,551万円、令和7年度から令和8年度で3億4,065万円の増額を見込んでいます。地域包括ケア「見える化」システムを使っているということですが、給付費増額の根拠をお示してください。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 計画期間中の給付費必要額の推計は、全国の保険者で使用されている「見える化」システムの中で、令和3年度から令和5年8月までの各サービス利用者人数の伸びを勘案し、保険給付費等の実績を基に第9期計画の保険給付の必要額を推計しておりますが、令和5年度の保険給付費は約186億円になることを予想しております。

第9期事業計画で、年々給付費が増加していくことにつきましては、後期高齢者数、認知症高齢者数などが増加し、認定率も上昇していく見込みであり、それに伴い、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに係る業務量及び給付費が軒並み増加する見込みとなっているためです。

今井康善議長 花岡進議員。

2 番花岡進議員 国が示した見直しで、低所得者である第1段階から第3段階の保険料軽減に充当されている公費軽減割合の減少により、別枠公費の一部が削減されるということですが、諏訪広域介護保険においては幾ら削られるのでしょうか。その分が第1号被保険者の保険料負担に置き換えられているのでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 厚労省が公表しました令和6年度介護保険関係予算によりますと、給付費に対し23%を占める第1号被保険者保険料は増加の見込みで、給付と負担の見直しに伴い、低所得者の保険料負担軽減のために消費税財源から投入する別枠公費を削減し、国費を191億円減の595億円、都道府県分と市町村分をそれぞれ95億円減の298億円としております。

この削減した公費は、介護職員の処遇改善に充てられるということですが、諏訪広域連合で定めた第9期介護保険料の低所得者の軽減乗率につきましては、第1段階、第2段階は国が定めた最終乗率まで下げることであります。第3段階は、第8期介護保険事業計画に諏訪広域連合で定めた保険料率0.65よりも、国で定めた最終乗率0.685が高いため、介護保険料が下がらずに逆に上がってしまうことになることから、諏訪広域連合としましては、第3段階だけ第1号被保

険者の保険料負担を増やすことがないよう、基金を充てて補うこととしております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 介護保険法第129条3項では、介護保険事業計画に定める保険料率は、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされています。歳入歳出が3年間で均衡するという原則です。介護給付費準備基金は、第1号被保険者の保険料を計画期間3年間で繰り越して調整するもので、3年間で過不足のない保険料設定が原則ですが、保険料が第8期計画期間中の3年間で準備基金に積み増したということは、第8期計画の保険料設定が高過ぎたということではないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 保険料設定についての御質問ですが、第8期事業計画におきましても、歳入歳出の見込額が3年間で均衡するような保険料率を設定しておりますので、保険料率の設定が高過ぎたとは考えておりません。

しかし、令和2年初めに世界中で新型コロナウイルス感染症が流行し始め、第8期計画期間中につきましては、コロナ禍が継続した影響等により、計画策定時の予想に反して介護給付費が伸びなかったことで、余剰分が準備基金として積み立てられ、第9期の介護保険料を抑えることができております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 今のお答えで、第8期期間中はコロナ禍で給付費が伸びなかったということですが、準備基金残高は令和5年度末で約13億7,200万円、令和5年度末の予測で15億円です。コロナが5類に移行した期間とほぼ重なる令和5年度中に、約1億2,700万円の基金を積み増ししているという見方でよろしいでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 コロナ禍につきましては、令和5年度の当初に5類になっておりますけれども、その後も影響等が続いている部分がございますので、今おっしゃった金額でよろしいかと思っております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 保険料の余りを積み立てる介護給付費準備基金は、永続的なものではなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は次期保険料を見込むに当たり、取り崩すことを基本的な考えとしています。

令和5年度末の基金残高見込額15億円のうち、いざというときの備えとして3億円を残さなければいけないということを以前お聞きしましたが、根拠は何でしょうか。基金を11億4,900万円投入するということですが、さらに取り崩すことで、より保険料を引き下げたいと考えますが、いかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 次期計画中の保険料給付費の見込額が増加する場合、23%を負担してい

る第1号被保険者の保険料も必然的に上昇することになりますので、保険料の上昇を抑制するために介護給付費準備基金の充当を行うことになります。その金額を全て充当した場合には、保険料額をより低く抑えることは可能ですが、介護給付費準備基金は不測の事態が発生した場合に備える目的もあり、全額を充当することは考えておりません。

仮に事業計画の見込額を上回る保険給付費が発生し、会計に赤字が出ることになれば、財政安定化基金から資金の交付、貸付けを受けることになり、次期事業計画中に保険料を財源として償還を行うことになれば、さらなる保険料の上昇につながるため、介護給付費準備基金は最低限残すことが必要となります。基準等があるわけではございませんが、現在の保険給付費は年間190億円弱、1か月当たり15億5,000万円ほどかかっておりますので、計画期間3年間で3億円程度の準備は決して多い金額とは考えておりません。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 松本市は、諏訪6市町村合計より人口規模が大きい一方、基金残高は少ない状況ですが、第9期計画で基金の取崩しにより第1号被保険者の保険料基準額を月額110円引き下げするという計画があると聞きました。諏訪広域連合では介護保険財政が黒字になっているのに、なぜ引き上げないといけないのでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 諏訪広域連合の介護保険の運営につきましては、諏訪圏域が他の圏域に比べ認定率が低いというのが特徴で、準備基金の積立てができる健全な運営がなされております。

諏訪広域と人口規模に近い保険者と比べてということですが、保険料額の決定には介護給付費見込額、高齢者人口や介護認定者数、施設や介護サービスの種類や利用割合、各所得段階の保険料率や対象者人数、準備基金の金額など、様々な条件によって異なりますので一概に比較はできませんが、保険料基準額を比較した場合、諏訪広域は第8期の5,450円が100円上がり、第9期には5,550円になるのに対し、松本市は第8期の5,890円を110円引き下げ、5,780円となる見込みであって、第9期の保険料を単純に比較しても諏訪広域の保険料基準額は高くはございません。

第10期以降も保険給付費が上昇し、保険料基準額も上昇していく見込みでありますので、第9期の保険料給付費や準備基金が今後どう推移していくのか、他の保険者や国の動向も注視しながら、引き続き健全な介護保険の運営に努めてまいります。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 保険料基準額は、第8期の月額5,450円から、第9期計画では5,550円と100円の引上げになるということですが、第1号被保険者保険料基準額についての資料1の試算では、13億8,400万円充当すれば現在の保険料基準額を据置きにすることができるということです。準備基金を14億7,700万円充当すれば10円引き下げられると思います。基金を活用すれば、保険料の引下げはできるのではないのでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 先ほども答弁のほうで述べさせていただきましたが、準備基金のほうを全て充当すれば、確かに下げるということは可能かと考えております。

しかし、不測の事態に備える場合等を含めまして、介護保険委員会のほうでも議論をしていただき、8期から9期への増額、100円と同じ、100円程度に増額を抑えるのが、第10期以降の保険料増額を見込んでもしっかりではないかという御意見の中で、その金額がまとまっております。確かに、もう少し入ると数円下がる、数十円下がるということはございますけれども、保険料率の分かりやすい100円ということで、介護保険委員会のほうでもまとまっておりますので、御理解をいただければと思います。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 高齢者の負担は限界を超えて、介護保険料が上昇し続ける、介護保険の制度の本質的な改善には、介護保険の財源へ公費を投入することが必要だと考えます。国庫負担を大幅に増やし、保険料の引下げができるよう国に求めていただくことをお願いして、質問を終わります。

今井康善議長 小泉正幸議員の質問を許します。小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 皆さん、おはようございます。諏訪市の小泉正幸です。よろしくお願いいたします。本日は通告に従い、次の2点についてお伺いします。1. 広域議会の広報について。2. 消防行政について、これにつきましては3点。令和6年能登半島地震について、それから諏訪広域消防本部内の出動件数について、3番目は施設等の改修・更新状況についてお伺いします。

ではまず、広域議会の広報について、議会中継のライブ配信はなされていますか。また、映像の記録や配信の扱いはどうなっていますか。また、視聴状況はいかかなものでしょうか。お答えください。

以下は質問席にて行います。

今井康善議長 事務局長。

茅野徳雄事務局長 小泉議員の質問について答弁いたします。

広域議会の広報につきましてお答えします。現在実施しています議会広報の一つとして、議会録画映像の配信が挙げられます。令和2年度に広域議会からいただいた御提案を受ける形で、令和3年9月定例会から開始しており、一般質問の録画映像を配信しています。映像はユーチューブによる配信とし、広域連合のホームページから御視聴いただけます。

令和3年9月定例会から令和5年9月定例会までの間、一般質問は21件いただいております。再生回数は一番多い質問で67回、一番少ない質問で11回、平均33回という視聴状況です。

広域連合は、エルシーブイと連携したかりんちゃんねる、シルキーチャンネル、またはビーナチャンネルといった独自の行政チャンネルを有してございませんので、残念ながら議会のライブ配信は行っておりません。以上です。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 続きまして、今ネットによるようなこともお話がありましたけれども、ネットによる広報活動と紙ベースによる広報活動についてお伺いします。また今後の展開などについて、

併せてお答えください。

今井康善議長 事務局長。

茅野徳雄事務局長 広域連合のホームページの中には、議会に関するページを設けております。議事録、それから議員名簿などが閲覧できますし、一般質問の録画映像もこちらから視聴いただくということでございます。

また、圏域の住民にお配りしております「広報すわこういき」では、6月号、9月号、12月号に議会記事を掲載し、広域連合議会の結果を配信しております。議会改選のタイミングでは、議長に御挨拶を寄稿いただき掲載するとともに、議員の皆様の委員会所属等をお知らせしております。一般質問の録画映像につきましては、記事の中にリンク先のQRコード等を掲載し、視聴の御案内をしているところでございます。

今後の議会広報としては、議会結果一覧をホームページ上で確認できるよう工夫するなど、情報量を増やすことで既存コンテンツの充実を図ることができると考えております。広域議会に対する注目度を高めるために、議員の皆様にも市町村議会での活動報告の場等で広域議会における活動を取り扱っていただき、議会広報誌などで発信を図っていただけると幸いです。よろしくお願いいたします。以上です。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 ありがとうございます。何かえらい逆にねじを巻かれてしまって、ちょっとあれですけども、一生懸命やっているのは分かるんですけども、今以上に広報についてのアナウンスをよろしくお願いしておきます。

次に、消防行政についてお伺いします。1. 令和6年の当初、元日にあった能登半島地震についてですけども、緊急消防援助隊出動について、出動要請に対しての事前準備は具体的に何をなされましたか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 御質問にお答えをいたします。緊急消防援助隊は、大規模な災害が発生し、被災地の消防力のみでは対応困難な場合、被災地の市町村長、都道府県知事の要請を受けて、消防庁長官が被災地以外の都道府県知事に対し、出動の求めや指示を行い、出動するものでございます。

諏訪広域消防本部では、消火小隊、救急小隊、救助小隊、通信支援小隊及び後方支援小隊の14隊を登録し、これまでに東日本大震災、静岡県熱海市伊豆山土石流災害等に救助小隊、消火小隊、後方支援小隊が出動したところでございます。

出動に備えての準備についてでございますが、当消防本部といたしまして、緊急消防援助隊で活動する各小隊の訓練は、平時の災害対応と同じく、想定できる訓練を重ねているところでございます。また、緊急消防援助隊での出動は、野営をすることが想定され、テントをはじめとした野営資機材及び後方支援隊資機材等の装備品を整備し、適正に維持管理に努めているところでございます。

また、広域応援を想定し、諏訪広域消防緊急消防援助隊応援計画を策定し、計画的な運用を図るほか、毎年県内消防本部が合同で実施する長野県消防相互応援隊合同訓練、緊急消防援助隊関東ブ

ロック合同訓練に参加しているところですが、消防をはじめ各関係機関の皆様との連携強化に努めるとともに、野営訓練を併せて実施し、備えているところでございます。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 それでは、今回、諏訪広域消防が緊急消防援助隊長野県大隊として出動いたしました、それについて派遣内容、期間、派遣人員についてお答えください。派遣要請については要請先元、国・県・被災自治体等、手順、派遣場所等の指示はどうなっていましたか。今後の派遣要請はあるのでしょうか。

あわせて、支援部隊を出動したことにより、広域消防においては人員が不足になりますが、それについての配備など具体的対応はどうかされましたか。お答えください。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 令和6年能登半島地震への派遣状況でございますが、当消防本部へは1月8日に消防庁長官から長野県知事を通じ、緊急消防援助隊出動の指示があり、1月10日から22日までの13日間、1次隊から4次隊として延べ14隊60名を石川県珠洲市へ、長野県大隊として出動をしております。

長野県大隊は滋賀県大隊の後を引き継ぎ活動し、1次隊は1月10日から13日まで、救助小隊、救急小隊、通信支援小隊及び後方支援小隊の4隊17名で出動し、救助小隊、通信支援小隊は珠洲市三崎町地区の安否確認、救急小隊は珠洲消防署において通常救急に従事し、老人福祉施設からの救急搬送で2件出場いたしました。

2次隊は1月13日から16日まで4隊17名で出動し、珠洲市仁江町の土砂災害現場で活動を行い、通信支援小隊はハイスペックドローンによる災害現場の確認、救助小隊は搜索活動に従事し、救急小隊は1次隊と同様の活動として、老人福祉施設からの救急搬送で1件出場しました。

3次隊以降は、現地の救急需要の減少により救急小隊が減隊となり、後方支援小隊も1名減らし、3隊13名で3次隊は16日から19日まで、4次隊は19日から22日まで出動し、2次隊が活動した土砂災害現場で搜索活動に従事しましたが、残念ながら活動期間中、行方不明者の発見には至りませんでした。長野県大隊は22日に活動を終了し、東京消防庁に活動を引き継ぎ、帰隊しております。

出動要請に至るまでの経緯、流れにつきましては、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊長野県大隊応援等実施計画において、迅速に出動する地域や出動の準備を行う地域が、震度や被災地ごとに初動体制が定められています。今回のように石川県で震度7の地震が発生した場合は、長野県は出動の準備をする県となります。

このため、当消防本部では、発災後可及的速やかに、市町村でいいます災害対策本部に当たる警防本部を設置し、管内でも震度4が観測されたことから、管内の被害状況等の情報収集や整理を行うとともに、各署所に緊急消防援助隊の準備をするように指示し、出動態勢を取っていましたが、1月3日に長野県危機管理部消防課から出動準備解除の連絡があり、態勢を解除いたしました。その後、1月8日に消防庁長官から長野県知事へ緊急消防援助隊出動の指示があり、1月10日出

動いたしました。

災害派遣中の当消防本部管内の出動態勢につきましては、通常時の部隊運用数全15隊を出動できる体制を維持いたしました。人員派遣に伴い、各所属の勤務体制につきましては所属長の判断で運用することとし、当直人員が不足している場合については勤務サイクルを組み替え、非番、週休日の職員を補充して態勢を整えました。全職員が今回のような大規模災害時における消防の使命を理解し、一丸となって対応したことで、管内の出動態勢の確保と被災地への人員派遣ができたものと考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 それで、現場での支援活動においての課題と、この事案を参考にして諏訪広域としての検討事項及び今後の展開についてはいかがでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 緊急消防援助隊は、派遣期間中における活動に必要な燃料、食料、飲料水については全て自己完結により対応することを原則とし、日頃から備蓄が必須とされています。

当消防本部におきましても、諏訪広域消防緊急消防援助隊応援計画において、応援時に必要な物品の備蓄を行っていますが、今回は石川県全域において水道、電気、ガス等のライフラインが断絶し、被災地の給油所においても災害初期から燃料の供給が困難な状態であり、消防車両等への給油もままならない状態でしたが、長野県大隊が現地における燃料の調達態勢を確保したことにより、持続した活動態勢の確保に至りました。

本災害を教訓とし、これまでの応援資機材のほか、現地における補給物資の調達困難な状態を想定し、災害発生時に持参する必要な物品等の準備を行うとともに、再度応援態勢の見直しに努めてまいりたいと考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 それで、広域の消防管内で大規模災害のときの対応についてお伺いします。特に6市町村に対して、それぞれの自治体に対してはどうなるのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 当消防本部管内で大規模な災害等が発生し、緊急消防援助隊の出動が決定した場合などは、応援を受ける態勢として、消防長を本部長とする諏訪広域消防本部緊急消防援助隊指揮本部を消防本部に設置するとともに、市町村の災害対策本部に災害状況の実態把握や、連携、調整のために職員を派遣いたします。

また、緊急消防援助隊指揮本部は野営場所の決定、緊急消防援助隊、警察、自衛隊及びDMAT等の関係機関が効果的な活動の展開を図れるよう、調整をいたします。当消防本部といたしましては、事前対策として受援訓練を実施し、各担当の役割や対応について確認を行っております。

いずれにいたしましても、大災害が発生した場合は管内の6市町村はもとより、長野県や防災関係機関等との連携を密にし、迅速な対応を行い、圏域住民の皆様の生命・身体を守り、被害を最小限にとどめてまいりたいと考えています。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5 番小泉正幸議員 先ほどお伺いしたように、やっぱり実際に支援活動をすれば、気がつかなかったこととかそういうこともあって、先ほど十分お伺いしましたけれども、それを今後生かしていただけたと思いますけれども、なお一層よろしくお願いいたします。

次に、諏訪広域消防本部内の出動件数についてお伺いいたします。火災件数、死傷者数について、令和5年の火災状況と死傷者数についてお聞きします。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 令和5年中の火災発生状況でございますが、73件発生いたしました。これは令和4年中より13件増加しております。火災種別では建物火災が35件、林野火災が1件、車両火災が7件、その他の火災が30件となっており、建物火災においては令和4年中より11件の増加となっております。

令和5年中の火災原因として主なものは、たき火、火入れ、たばこ、こんろなどとなっています。これからの時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなり、例年たき火や火入れなどが原因と思われる火災が多いことから、より一層の注意喚起をしてまいりたいと考えております。

次に、死傷者の発生状況でございますが、死者は5名で前年比2名の増加となっています。死者5名のうち3名の方が建物火災によりお亡くなりになられています。負傷者については22名で、前年比12名の増加となっています。

全国的に住宅火災で死傷者が発生する要因では、火災の発見が遅れ、気づいたときには火勢が拡大し逃げ遅れたと思われる事例が多く報告されています。死者の発生した住宅火災においては、火災調査の結果、住宅用火災警報器が設置されていなかった住宅もございました。就寝中に発生する住宅火災では、住宅用火災警報器が極めて有効でありますので、住宅用火災警報器の設置促進、また有事の際に適切に作動するよう定期的な作動確認を行っていただくなど、広く住民の皆様に周知をしてまいりたいと考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5 番小泉正幸議員 次に、令和5年中の救急件数についてお伺いします。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 令和5年中の救急件数については、速報値でございますが、1万26件と、統計を確認する中で過去最多となりました。

増加の要因につきましては特徴的な傾向がなく、はっきりした要因については確認できませんが、超高齢社会の推移もその一つではないかと考えているところでございます。総務省消防庁の将来推計においても、救急需要は増加していくことが予測されており、救急件数が増加しますと、真に救急車を必要とする方への対応が遅れてしまうことが懸念されます。

そこで、当消防本部といたしましても、報道機関に協力を依頼し、救急車の適切な利用について、圏域住民の方への広報を行っているところでございます。救える命を救えなくなる事態を防ぐために、今後におきましても限りある医療資源を効率的に活用するための取組を行ってまいりたいと考

えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5 番小泉正幸議員 ごく一部で安易に、タクシー代わりと言ってはちょっと語弊がありますが、そういうのもあるので、やっぱり今、先ほど言ったことを、周知徹底をなをお願いしたいと思います。

それでは次に、施設等の改修・更新状況について伺います。施設の改修状況及び来年度の改修予定について伺います。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 消防施設改修、車両の更新につきましては、諏訪広域連合公共施設等個別施設計画に基づき、庁舎の長寿命化の推進や住民の安全・安心の確保のため、計画的かつ効率的な整備を実施しているところでございます。

施設改修の状況は、令和4年度に茅野消防署北部分署の建物耐震改修工事を実施いたしました。本年度につきましては、下諏訪消防署女子仮眠室改修工事、全消防署を対象とした感染症対策施設改修工事を実施したところでございます。感染症対策施設改修工事につきましては、総務省消防庁から感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について、早急に必要な取組を実施するように通知がされ、感染防止対策として仮眠室の個室化及び空調設備の整備、便器の洋式化、非接触型の水栓化、救急資機材用消毒室の整備を実施したものでございます。

来年度につきましては、諏訪消防署及び富士見消防署の屋根防水改修工事を予定しております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5 番小泉正幸議員 続きまして、車両の更新状況及び来年度の予定について伺います。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 車両更新につきましては、年式、走行距離を点数化するとともに、整備状況等も考慮した上で更新計画を策定し、計画的に更新をしており、平成27年の消防一元化以降は、指揮車1台、水槽付消防ポンプ自動車3台、はしご付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車7台、資機材搬送車2台を更新しています。本年度は富士見消防署の高規格救急自動車、消防本部事務車両、昨年度繰越明許をしていました諏訪消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新いたしました。

来年度につきましては、本定例議会で繰越明許費の上程をしています原消防署の水槽付消防ポンプ自動車に加え、茅野消防署の高規格救急自動車、岡谷消防署の水槽付消防ポンプ自動車を購入し、茅野消防署の指揮車をリースで更新を予定しています。

今後におきましても、消防庁舎機能の維持及び適正な車両更新を計画的に進めていく考えてございます。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5 番小泉正幸議員 昨日の答弁の中でも、自動車、トラック業界とかそこら辺が非常に、言葉は悪いですが、悪い状況にあって、なかなか発注をかけても入らない、配備できないという。更新ということなので、その辺は、その間によくよく更新対象車両については整備をしていただいて、十分やっているのでもいいと思いますが、そこら辺を含めて、相手次第なものですから、そこら辺ま

で考慮した中でやられていると思いますけれども、なお一層よろしくお願いいたします。

以上で質問を終了といたします。どうもありがとうございました。

今井康善議長 大津学議員の質問を許します。大津学議員。

6番大津学議員 おはようございます。お忙しい中傍聴にいらした方々、ありがとうございます。

諏訪市日本共産党の大津学です。通告に従い、質問をいたします。

諏訪広域連合議会では、2月8日、9日の2日間で、静岡県地震防災センターに視察に行きました。地震、津波、風水害、火山災害の様々な被害、避難、防災などの知識を学んだほか、震度7の揺れを体験し、災害の恐ろしさを改めて認識したところです。

今年は元日から能登半島地震が発生し、広い範囲で震度7を観測しました。地震断層はおおよそ150キロメートル動き、マグニチュード7.6、震源の深さ16キロメートルという直下型だったために、被害が大きくなりました。

諏訪地方は糸魚川静岡構造線、いわゆる糸静線という大断層によってつくられた地形の中に広がっていますが、糸静線がいつかは動くと言われております。この糸静線は、地形に表れるほど明瞭な活断層の部分が、白馬から松本、諏訪を経て甲府盆地の西まで続いており、この長さがまさしくおおよそ150キロメートルです。しかも諏訪盆地の平たん部は、最大おおよそ5キロメートルの幅がありますけれども、この両側に糸静線が幅を持って広がっております。すなわち、この糸静線の明らかに活断層である部分、おおよそ150キロメートルの断層が動いたら、今回の能登半島地震と同じ規模のエネルギーがまさに諏訪の真下及び真横から襲ってくることになります。

南海トラフ地震は諏訪から遠いところで発生しますので、諏訪に地震波が到達するまでに幾らか減衰、衰えますけれども、糸静線の地震は真下及び真横から揺すぶられますので、ほとんど減衰することはありません。今、揺すぶられるという言い方をしましたけれども、この想定される震度7というものは、私たち議場の皆さんは静岡県地震防災センターで体験したように、突然激しく突き飛ばされるような、そういう衝撃ですので、姿勢も保てませんし、何より構造物のかなりの部分が倒壊します。倒壊した建物に閉じ込められる人が続出すると思います。

今回の能登半島地震でも、電気のショートが原因と思われる火災が発生しましたが、糸静線の地震によって諏訪でも同じようなことが発生すると考えられます。しかし、平たん地の道路は、所により地盤の液状化で壊れたり、マンホールが抜け上がったたりして、通常のように通れません。また、山沿いは、山肌やのり面がいろいろなところで崩壊します。消火や救助に向かおうにも、困難な状態となると考えられます。そのような状態では、到底通常の体制では回せないと思います。

能登半島地震でも、全国の消防から応援を送っていただきましたけれども、送ったり送られたりということは、通常とは違う体制を取っていると思います。若干先ほど小泉議員の質問でもありましたけれども、その辺りをもう少し教えていただきたいと思います。

以降の質問は、質問席で行います。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 大津議員の御質問にお答えしてまいります。

私たち首長も御一緒に視察をさせていただき、静岡県の防災センターで震度7の体験もさせていただきました。日頃から震災を想定して準備をすることは非常に大事だと捉えております。本年の1月1日に発生いたしました、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震において、3月5日現在、死者241名、住家被害8万1,717棟と甚大な被害が発表されていますが、このような大きな災害に対しては、被災地の消防本部をはじめとした防災機関だけでは対応が困難であるため、消防、警察、自衛隊は全国から応援する体制となっています。

御質問をいただきました消防の応援については、先ほどの小泉議員の御質問にお答えしたところですが、少し重複いたしますけれども、申し上げます。緊急消防援助隊の制度をもって対応いたします。この緊急消防援助隊の指揮命令系統でございますが、被災地へは複数の都道府県から部隊が派遣されることから、統率を取るための指揮支援部隊が編成され、県庁での被災状況の確認や総務省消防庁との調整は統括指揮支援隊が行います。また、現地消防機関とは指揮支援隊が調整を行い、活動方針を決定し、これに基づき都道府県の部隊は活動を行うこととなります。

今回の能登半島地震に関わる緊急消防援助隊出動では、名古屋市消防局が統括指揮支援隊として石川県庁で調整を行い、珠洲市、輪島市で二つの指揮支援隊が活動しています。珠洲市では現地の消防署において京都市消防局が指揮支援隊として活動方針を決定し、当消防本部が所属する長野県大隊のほか、三つの県大隊がこれに基づいて活動をいたしました。

次に、応援を受ける受援体制ですが、諏訪広域消防本部緊急消防援助隊受援計画を策定し、大規模な災害が発生し、当消防本部の消防力では対応が困難で、緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、被災地の市町村長等が長野県知事に対し連絡を行い、知事は消防庁長官に連絡をし、応援部隊を要請することとなります。

緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、受援体制として、消防長を本部長とする諏訪広域消防本部緊急消防援助隊指揮本部を消防本部内に設置し、指揮本部内を掌握する受援調整班、到着した応援部隊の受付、情報提供及び活動拠点へ誘導する誘導班、応援隊進出拠点の進入ルートを決定し、案内経路図を決定するルート決定班、応援部隊の活動に必要な事項を記載した活動指示書を作成する受援支援班及び各班からの情報を集約し、整理・記録をする情報班を設けるとともに、市町村災害対策本部に災害状況の実態把握や連携・調整のため職員を派遣することとなっています。

いずれにいたしましても、大きな災害が発生した場合には、広範囲かつ複数にわたる被害が想定されます。6市町村と情報共有を密にし、早急に状況を把握し、必要に応じた部隊の応援を要請していくことで、被害を最小限に食い止めていかれるものと考えております。

今井康善議長 大津学議員。

6番大津学議員 丁寧な説明をありがとうございました。大分シミュレーションとしてはできているのかなと思いますけれども、実際のところ、そのようなことが取れるかというのは、やっぱり訓練が必要だと思います。後ほど伺います。

これまで大地震のことで何ってまいりましたけれども、どんな地震でも今すぐ起こっても不思議ではありません。しかし、南海トラフ地震は、これまでもおよそ90年から150年の間隔で発生

しておりまして、前回は80年前、第二次世界大戦中の1944年に発生したため、この先数十年のうちには必ず発生すると考えられております。一方、糸静線の地震は7000年に二、三回動いたとされているので、数千年先まで発生しないということも考えられています。

そんな頻度の小さい地震に備えるよりも、頻度の大きい災害として水害ですね、こういうものこそ、まず備えを優先すべきということもあるかと思います。その場合に、大地震と大水害では被害がちっと違います。特に浸水被害というものになりますと、長時間水につかって陸路での救助はできないということになります。そうなりますと、消防の体制もちっと違ってくると思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 当消防本部では、地震による被害を軽減するため、諏訪広域消防本部震災活動要綱を定め、地震が発生した場合は消防長を本部長とする消防本部震災本部と、署長を本部長とする消防署震災本部を設置いたします。活動体制といたしましては、震災第1非常配備態勢から、震災第3非常配備態勢まで段階的に体制を整え、また同時に複数の火災が発生した場合は人命の安全を優先とし、市街地、密集地、その他の地域に区分し、状況に応じた対応をすることとしています。

土砂・風水害につきましては、台風、ゲリラ豪雨等により土砂崩れ、洪水等を引き起こし、それにより発生した土砂や水が地形、建造物に大きな被害をもたらす自然災害が、全国でも毎年のように発生しております。管内では、これまでも平成18年、令和3年に岡谷市、同年に茅野市で豪雨により土石流災害が発生しています。

大地震と大水害により被災した場合の対応の違いということでございますが、大地震、大水害、いずれにいたしましても被害状況、季節、発生した場所や時間経過等により対応が変わり、同じ場所でも幾つものパターンが考えられます。陸路が閉ざされた場合には車両の進出は困難で、徒歩での進出、救出が考えられます。また、これが困難な場合には、バギーや水陸両用車といった対応できる車両や、ヘリコプターの活用により、住民の皆様の救助や救助隊の投入、浸水を想定すると船の活用が有効な場合もございます。

緊急消防援助隊の部隊には、先ほど申しました小型の四輪駆動車や小型水陸両用バギーを配備した部隊があり、またヘリコプターについても緊急消防援助隊航空部隊に係る応援・受援計画が定められており、あらゆる災害を想定し、国レベルでの体制の整備が行われているところでございます。今般の能登半島地震に関わる緊急消防援助隊の活動地は、地震に伴う土砂崩れによる行方不明者の救助、捜索を行っています。

このように、土砂災害は雨によるもの以外にも発生しているところを鑑みると、我々消防も、地震・水害、分け隔てなく万事に対応していくよう、これからも車両、資機材の整備や訓練を重ねてまいりたいと考えています。

今井康善議長 大津学議員。

6番大津学議員 ありがとうございます。いろいろ考えられているなと思いました。

その訓練とシミュレーションについてちょっと伺いたいと思うんですが、大災害が発生するたび

に、自然の大きさ、人間の小ささを感じさせられます。私は自然災害にあらがって災害の被害をなくすとか、ゼロにするということにはこだわらず、自然災害を受け入れて可能な限りゼロに近づけていく減災の姿勢こそが大事だと思います。

その観点では、やはり訓練を繰り返して、救える命を失うことなく、いかに救うかが大事だと思います。また、過去の被害状況や地形、地質を調べることにより、地震ではここでこういうことが起こる、水害ではここでこういうことが起こるという想定ができると思います。それに従ってハザードマップも作られていると思いますけれども、想定される事態によって消防の動きも変わってまいります。

また、発災の時間帯によっても被害状況が変わると思いますので、どういう地震が、あるいは水害が何時頃起きたらというシナリオを幾つもつくっておいて、その災害の状況に応じて、そのシナリオAで、あるいはBでという選択をして動くのがいいのかなと、素人考えで思うわけですが、広域消防のほうではどのようなシミュレーションをして訓練しているのでしょうか。教えてください。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 先ほども若干触れましたが、被災地消防本部で対応が困難な大規模な災害を想定しまして、緊急消防援助隊などの広域的な応援を行う際の指揮や連携を確認するために、県内消防本部や長野県が属する関東ブロック消防本部、また全国規模での複数の消防本部が一堂に会し、定期的に訓練を行っております。

この訓練では、土砂災害による家屋や車両の埋没、ビル等の倒壊に伴う救助訓練、大規模火災の延焼阻止訓練、毒劇物対応訓練等を行い、救助、消火、また付随する多数の傷病者に対応する救急訓練まで、多岐にわたる訓練を行っております。当消防本部におきましても、消防団の皆様、警察及び医療機関と連携し、水難救助演習、大規模救急救助演習、部隊運用を含めた総合演習を定期的に実施し、連携協力体制に努めているところでございます。

また、議員御指摘のハザードマップ等による様々な被害がシミュレーションされているところでございますが、実際に大規模な地震が発生したときには、広範囲にわたり複数の災害が発生することが想定されます。今回の能登半島地震では、地震による住家の倒壊、津波、火災、土砂崩落等が多発的かつ広範囲に発生しています。現在想定されている大きな地震が発生した場合には、このような複合的な災害が至るところで起こることも考えられることから、実際に起きている災害の実態を早期に把握し、現有の消防力では対応困難であるならば、ちゅうちょなく応援を要請し、まずは人命救助を最優先として対応を図ってまいりたいと考えています。

今井康善議長 大津学議員。

6番大津学議員 やはり素早い対応というのが必要だと思うので、またその辺りもさらに訓練を積んでいただければと思います。

先ほども言いましたけれども、糸静線の地震が発生した場合には、諏訪地方は壊滅的な被害を受け、諏訪広域消防としてもまともに動けないという事態があるのではないかと思います。したがっ

て、糸静線の地震の場合の特別なシナリオというの必要なのかなと思います。能登半島地震のほかにも阪神・淡路大震災や熊本地震、中越地震など、この30年ほどの間に幾つも直下型地震が発生しておりますので、教訓は引き出せると思います。

諏訪広域消防としては、まず諏訪地方の大規模災害に備えるべきだと思いますけれども、そのようなシミュレーションと訓練はいかがでしょうか。また、糸静線の地震の場合には、消防本部がある岡谷市も同じように激しい揺れに見舞われますので、消防本部の庁舎も何の影響もないとはなかなか考えられないと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 糸魚川静岡構造線断層帯で地震が発生した場合には、この地域では震度5強から震度7の地震が発生すると想定をされているところです。当消防本部の庁舎は、鉄筋コンクリート3階建てで、1階と2階の間に免震階を設ける中間層免震構造を採用しており、免震装置によって直接建物に地震による揺れを伝わりにくくし、震度6から7程度の地震では建物の機能に影響しない構造となっております。また、消防車両の車庫や耐震構造の1階部分は、通常この規模の建物の1.5倍の強度として建設をされているところでございます。

このようなことから、大地震発生時にも災害対応や情報集約の中核となる消防指令センターの精巧な機材を守り、災害発生状況の一元管理や応援隊を掌握する受援本部としての機能も維持できるものと考えております。

今井康善議長 大津学議員。

6番大津学議員 想定はされて造られているということのようですけれども、やはり想定外ということもあり得ると考えて、そういうことも対策していただければなと思います。

大地震と大水害のことで伺ってまいりましたがけれども、大規模な災害というのは、諏訪の場合は津波というのはないんですけれども、火山災害あるいは大雪などの自然災害のほか、大火事であるとか原発事故みたいなものも、そういうものも含みます。また、テロなどの人的災害ということも考えられます。これらを想定した訓練も必要だと思いますので、いろいろ訓練を積んでいくというのも大変だと思いますけれども、住民の命を守るために力を尽くしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

今井康善議長 望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

20番望月克治議員 20番、日本共産党の望月克治です。松本・諏訪・上伊那地域の消防指令の共同運用について一般質問を行います。

松本・諏訪・上伊那地域の消防の連携協力実施計画について、1月と今回の全員協議会の場で説明をしていただきました。内容は高機能消防指令センターの共同運用、いわゆる一元化とも言える事案です。共同運用に当たり、諏訪地域の広域化時の経験と多発する大規模災害などを加味しての検討がなされるように、検討課題についてお聞きします。

一つ、119番通報を受けてから出動までの流れを、現状の広域消防内での動きはどうなってい

るかお答えください。

二つ、共同運用となったとき、諏訪広域消防からの職員の配属があるのかについてお答えください。

以上、答弁を求めます。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 初めに、119番通報から出動までの流れについてお答えをさせていただきます。通報者からの119番通報を受信すると同時に指令台の地図画面に発信地が表示され、場所を特定した後に、火災か救急なのかを通信指令員が聴取いたします。例えば、救急の場合には急病や交通事故などの救急種別を判定した時点で、当消防本部で定める出動計画に基づき、現場に一番近い出動車両を自動選別し、その消防署または分署へ「何々市、救急入電中」と庁内放送及びデジタル無線にて予告指令が送信されます。この時点で救急隊は出動の準備を開始いたします。

必要事項を聴取し、確定した段階で出動指令に移行すると同時に、各消防署、分署に設置されている指令端末装置へ現場地図情報が表示され、災害の種別、災害区分、出動車両、現場付近の地図が支援情報として自動的にプリントアウトされます。これを出動指令書として出動隊が確認後、迅速に現場へ出動いたします。また、災害現場からの引揚げ途中においても、最も現場に近い消防隊または救急隊を自動選別し、指令を送信いたします。

続きまして、松本・諏訪・上伊那地域で検討を進めています、指令の共同運用における通信指令員の配属でございますが、各消防本部からの派遣により職員の配置を検討しているところでございますが、異なる3消防本部の実情等を踏まえながら、組織体制を含めて、今後も具体的な協議・検討を進めてまいります。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 共同運用となった場合には、現状の出動の流れと何か変わることはあるのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 現状と変わることはございません。各消防本部の管轄内における消防隊や救急隊の運用を原則とし、指揮命令系統も現状を基本とし、検討をしているところでございます。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 震災などのときの、現在の消防本部の体制、免震構造等は先ほど大津議員の質問にお答えいただいておりますが、障害が起こる可能性は少ないということですね。ほぼ万全な体制だということですが、では本部以外の6消防署、岡谷は本部に入っているから5消防署になるのかな。5消防署と2分署は本部のような対応になっていますか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 6消防署2分署の建物について、消防本部のような免震構造ではございませんが、茅野消防署北部分署以外は消防一元化以前に各市町村によって建物耐震診断を実施し、いずれも基準値以上の耐震性能を有しております。茅野消防署北部分署は令和3年度に耐震診断、令和4年度

に耐震工事を実施いたしましたので、防災拠点施設となり得る公共施設の耐震性能は有している建物となっております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 先ほどの説明ですと、本部からの指令というのはオンラインで直ちに各署に伝わるということですね、消防無線を通じてですかね。本部以外の各署のシステムに障害が起こったときには、その指令は伝わらないということになってしまうのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 各署のシステムに障害が起これば、指令システムを用いて指令を各署で受信することはできませんが、一般電話回線や無線回線による音声指令で対応をいたします。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 奥能登消防本部の指令センターでは、通報を受けて聞き取った住所や、その前提としてですね、元日に発生した奥能登半島地震では、奥能登広域圏事務組合消防本部の指令センターの高機能消防指令システムに不具合が発生し、パソコンによる出動の指令を出す操作ができなくなっていたと伝えられています。今お答えになったような状況なわけですね。

そうした場合、通報を受けて聞き取った住所や内容を紙にメモした上で、消防署や分署にその都度電話をかけて指令を出していたと伝えられています。今、消防長がお答えしていただいた手順になりますね。では、指令を受ける側のパソコンやシステムに障害が起これば同じ状況になると。そうなった場合、現状でも5消防署2分署に電話での指令を出さなければいけない状況になるわけですが、その上、今回検討が始まる3広域での共同運用が実現すると、共同運用になる本部以外を各署に入れて考えるならば、1本部26消防署、4出張所、2分署ということになります。

今、考えられている本部の体制では、指令員は基本10人、3交代制の1回勤務は10人とされています。休みが入ると思いますので、実際には8人から9人の当日の運用になるかと思いますが、その体制で、そうした30以上の支署、分署、消防署に電話での対応ができるのか。そういうことは検討されているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 松本・諏訪・上伊那地域消防の連携協力実施計画におきまして、共同指令センターへの人員の配置につきましては、3消防本部の年間の119番受付件数、1通報当たりの平均通報時間、また将来の管轄推計人口、増加する救急出動件数、さらには先進地における同規模程度の共同指令センターの配置状況等を参考に、119番を受け付ける指令台の設置数を算定。指令センターの適正人員を毎日勤務者5人、24時間交代勤務者を3部制の、今、議員御指摘のとおり30人として配置するとされているところでございます。

このことにつきましては、専門部会により慎重に協議した部分でございまして、現時点では、議員御指摘の今いろいろなシステムが予定どおりにできないときも含めたことの中では、適正な人員配置人数であると考えているところでございます。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 能登の消防本部では、電話で対応しなければいけなくなったときに、通信指令センターの皆さんは、次々に入ってくる通報に対して対応ができないと。それが非常に苦しかったということが伝えられています。現状で、もう10年後に計画している計画で、10人で今言った40以上のところに対応するということは、今回の能登半島のことを考えても確実に不可能だと私は思います。さらには電話についても、大規模な地震になれば電柱が倒壊します。電線が切れる、電話線も切れる、そうすると電話も通じなくなるということが考えられます。そうした場合の対応というのは検討されていますか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 電話回線が途切れた場合には、デジタル無線を使用しまして、各消防署に配備されております卓上型の可搬無線機や、車に積載してあります無線機、携帯無線機にて対応する予定でございます。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 デジタル無線機等々ということですが、大規模な地震災害となると、そうした基地局も被害を受けるわけですね。となると、やはりそういったものも難しいということで、今回の能登半島地震の経験から、国内では通信回線について検討がなされるところが増えて、衛星回線を用いたものや、今ウクライナで使われて割と名が知られているスターリンクという、フライパンをひっくり返したようなものがあれば衛星回線を使えるという、ああいったものを用意するところも出てきています。諏訪広域消防ではこうした対応というのは検討はされているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 諏訪広域消防本部では、通信衛星を介した双方向通信可能なVSAT（平面アンテナ可搬型衛星通信装置）を1台保有しております。このシステムは小型であることから、持ち運びが容易で、どこにでも移動することが可能であり、災害現場等において他の通信回線等が使用できない場合には、衛星回線を使用した通信体制を確保しているところでございます。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 対応を考えていると、実際に持っているということで安心をしました。さらに拡充をしていただければと思います。

次に、情報危機管理という面で言いますと、情報の一点集中は危険とされています。必ずバックアップを用意するわけです。消防・救急においてはシステム障害に限らず、大災害が発生し、消防本部で対応できる件数を大幅に超える救助要請、先ほど申し上げた、共同運用がなされて一つの指令署になって、40以上のところ、そういうところに指令を出すということは、40以上の署所から電話が集まってくるわけですね。そうした受容できる件数を大幅に超える救助要請が殺到すれば、対応ができない状況になります。

現状では、そうした場合に電話がつながらないとき、それぞれの各署で、指令センター以外の各署で電話を受けるなどの対応をすることは可能になっているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 諏訪広域消防本部の指令センターでの119番通報の受付は、同時に最大8回線を受けることができます。議員御指摘のとおり、119番通報がかけづらいとか、つながらないという場合には、直接近隣の消防署へ一般電話による通報、または消防署へ駆け込んで通報をいただくことになります。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 近くの消防署に駆け込んでということで、諏訪広域では、その駆け込んだところがもう既に出動していて、そこに救急車、そうした職員がいないときには電話があって対応してもらおうという準備までされています。

ただ、119番をするのは誰でも119番で分かるんですけども、今、消防長のお答えいただいた、各署にそれぞれ電話をしていただければ対応しますということですが、その各署の電話番号というのを皆が知っているわけではないんですよね。そうしたときのことは何か考えておられますか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 議員御指摘のとおり、119番は比較的住民の皆さんには周知をできているものと考えますが、一般電話の電話番号については、改めて、議員御指摘のとおり今回の震災を教訓としながら、ホームページだとか違う手段を講じて、住民の皆様に、119番がつながらないときにはこんな電話がありますよというところを周知できるように努めてまいりたいと考えています。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 災害時に機能を失いかねない共同運用の前に、現状での体制を進めていただくことをお願いします。

次に、人員についてお聞きします。諏訪広域が発足したときの人員体制は、その後改善がなされて、人員を補強していますよね。その経験を踏まえて、共同運用の指令センターの人員、これは検討されているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 先ほどもお答えをさせていただいたとおりでございますが、共同指令センターの人員配置につきましては、当本部のそういった実情も含め、慎重に協議をした部分でございますが、現時点では適正な配置人数であると考えます。

議員御指摘のとおり、平成27年の指令センター発足当時から人数を増やす背景には、この諏訪地域では新たな仕組みとして共同指令センターを立ち上げ、その対応をしてまいりましたが、今回はそれから10年を迎えようとしています。松本広域も、上伊那広域消防も既に指令業務をやって数十年たっていますので、そういったことから含めて、現時点では適正な配置人数であると考えております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 今回説明をいただいた共同運用の指令センターの人員体制を見ますと、センター長がいて副センター長が2人体制です。そのうちの1人は24時間交代の3部制の1部の当番

責任者を兼ねています。このことを見ても、私は、やはり人員を少なくすることを大きな目的の一つに入れているのではないかという気がしてしまいます。各本部の経験と知恵を集めて検討を進めること、これを重ねてお願いします。

次に、諏訪か松本か上伊那か、どこに共同運用の本部を置くか分かりませんが、3本部から職員を出すということがまだ決まっていなくても、検討中だということですが、どこか1か所に集まったからそこだけでということにはいかないと思うんですが、やはり3本部から出していくということになるのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 冒頭でもお答えをさせていただいたところですが、各消防本部から派遣を検討しておりますが、3消防本部の実情をしっかりと踏まえながら、組織体制も含めまして、今後具体的に協議検討を進めてまいりたいと思います。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 現状の諏訪広域なら通勤も可能だと思います。また、3交代の待機勤務のときに災害、火災が多発して出動命令が出た場合の、休日出勤というんですか、待機の出勤ということもできるかもしれませんが、共同運用となれば範囲もより広がって、本部に配属された職員はやはり本部周辺に住むという必要性が生まれることが予想されます。そうでなくとも通勤手当は相当な額が考えられますが、そうした通勤などの対応、それから非常時の補充の出動というんですか、そうしたものも考えて現状検討されているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 現在、共同運用する指令センターの設置場所は、今後検討していく部分ですが、派遣となった職員は人事異動で再び当消防本部へ戻ってくるために、生活の本拠地まで変更する職員はいないと考えております。また、派遣される職員の通勤距離に応じた通勤手当の支給や、議員御指摘の部分であります高速道路の利用も含め、さらに検討が必要と考えております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 生活基盤まで移さないということを想定されているということですが、やはり本人だけ行くというのはどうかなという気がします。消防署の職員も、家庭を持っている方も大勢おられますよね。企業のように単身赴任もあり得ると言えば、それはそれまでなんですけれども、危険もあり、大変な緊張感を持って任務に当たっていただいている職員の皆さんに、家族と離れて暮らすという負担まで押しつけることはよくないと考えます。

指令本部に配属されれば異動はないということならばいいですけども、今のお話だとそうではないということのようなので、ちょっと家族で移転することも考えられると思うので、数年で異動となるということ、そうしたところをもっと慎重に、職員の家庭のことも考えた上で検討していただきたいと。そうしたところ、職員の家族、そうしたもののまで検討に入れていただくことはできるのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 共同指令センターへの派遣となる職員におかれましては、繰り返しになりますが、一時的に居住地を移し、当地域を離れる可能性もございます。今後、共同指令センターの設置場所については具体的な研究、検討を行ってまいります。派遣される職員の通勤方法や通勤距離、所要時間、さらには今、議員御指摘のとおり、家族のそういった部分も総合的に十分配慮しながら、協議を進めてまいりたいと思います。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 現状の体制の充実と職員の生活も十分配慮して、今後検討を進めることを求めます。

今回、専決案件で承認された事項についても、地元の職員がいれば、路面凍結が起こりやすく、ここは危険だということが身にしみて分かっているならば、また違う対応もできたのではないかと私は思ったりもします。広域化で職員の知識や経験を豊かにすることは大事だと思う反面、やはり地域に根差した経験と知識は重要だと感じるところです。

路面についても、道路についても、ナビがあるから大丈夫だということではなくて、現在の職員の皆さんも、新しい地に配属されたら、その地域の道をくまなく回って頭に入れるという努力をされているわけですね。そういう努力を見ると、広域化の範囲も含めて、今後現役の職員の意見を聞くのもですが、退職した職員などの意見も含めて、十二分に検討していただくことを重ねて求めます。

また、運用開始は10年後とされています。今のデジタル情報通信技術の進歩というのは本当に目まぐるしいものがあるので、10年後なんて本当に見当がつかない。もしかすると、もうその頃には全県一つにという動きになっていることも考えられるわけですね。慎重に、今もう決めて、こういう計画にしますということで突き進むのではなく、情報技術の進歩、それから車両、そうしたものの進歩なども検討をした上で、この計画は絶対にやるんだということではなく、変更したり元に戻したりということも十分考えた上で、検討していただくことを求めて、質問を終わります。

今井康善議長 次に、早出すみ子議員の質問を許します。早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 14番、早出すみ子です。3年に一度の介護報酬改定が2月15日に告示されました。改定後には毎日のように報道があります。それでは、通告順に質問をいたします。

1. 2024年度介護報酬改定についての概要をお聞きいたします。

以下、質問席からの質問とさせていただきます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 それでは、早出すみ子議員の御質問にお答えいたします。

このほど厚生労働省から交付されました令和6年度介護報酬改定の概要につきまして、これは人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、主に四つの介護報酬改定が行われ、2024年度からの適用となります。

一つ目は、地域包括ケアシステムの深化・推進として、認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供される

よう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進することです。

二つ目に、自立支援・重度化防止に向けた対応として、高齢者の自立支援、重症化防止といった制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進することです。

三つ目に、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりとして、介護人材不足の中で、さらなる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けて、先進的な取組を推進することです。

最後に、制度の安定性・持続可能性の確保として、介護保険制度の安定性、持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築することです。

以上を基本的な視点としまして、介護報酬改定が行われることとなります。以上です。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今おっしゃられた基本的な視点はよく分かりました。具体的な部分でお話をいたします。介護職員の処遇改善が最大の柱になっています。報酬全体を1.59%引き上げ、このうち6割以上を人材確保のための賃上げに重点配分しています。

報酬改定では、介護職員の2024年度は平均月収を約7,500円、2025年度は約6,000円底上げできると見込んでおります。しかし、もともと賃金が全産業平均より月収約7万円も低いので、ほかの産業が今回の春闘ではかなり賃上げをしております。さらに差が広がります。1,000円単位ではなく、万単位の底上げが必要です。訪問介護サービスが軒並み引き下げられています。ケアマネジャーは業務負担増が懸念されます。施設サービスでは、センサーや介護ロボットの導入により、介護職員の配置基準が緩和されます。

次に、②の質問になります。訪問介護の基本報酬の引き下げについて。訪問介護のみ基本報酬が引き下げられました。どのような根拠で引下げになったのか、またどのように受け止めているかをお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 令和6年度の報酬改定に関する訪問介護サービスにおいて、基本報酬が引き下げられた理由の一つとしましては、近年の訪問介護の利用率が全介護サービスの平均を大きく上回っていたことが挙げられます。

厚生労働省が公表しています令和5年度介護事業経営実態調査結果によりますと、2022年度決算において、訪問介護サービスの利用率（同日、利益率の訂正あり）は全介護サービスの平均利用率（同日、利益率の訂正あり）2.4%に対し7.8%と、比較的高い水準の数値であったと判断されたことにより、訪問介護サービスの基本報酬は引き下げられたと考えられます。

また、もう一つの理由といたしまして、介護職員以外の処遇改善につきましても実現する必要があることが挙げられます。2024年度の介護報酬改定では、介護報酬を全体で1.59%引き上げ、うち0.98%を介護職員の賃上げに、残り0.61%を各サービスの基本報酬に振り分けたことで、介護職員以外の処遇改善を行う方針とされたことにより、介護職員以外の職種が少ない訪問介護サービスは基本報酬が引下げになったと認識しております。

当広域連合の受け止めにしましては、住み慣れた地域、自宅での生活を続けていくため、訪問介護サービスは重要なサービスの一つであり、今回の報酬改定の引下げにより、今後の事業運営への影響を懸念しているところであります。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今の御答弁の中の利用率というのは、収支差率のこと、利益のことでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 申し訳ございません。私の答弁の中で利用率と答弁したところにつきましては、利益率になりますので、修正させていただきます。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 利益率で確認しました。

根拠について御説明を受けましたが、訪問介護事業所は事業規模、形態によっては利益に相当なばらつきがあります。7.8%はあくまでも平均値であります。事務職員のいない小規模事業者では、回答すること自体が困難であり、この調査結果には反映されていないと思われます。受け止めもお聞きしました。重要な事業であり、懸念されているということも確認しました。

厚労省の改正案に、パブリックコメントとして1,190件の意見が寄せられていました。そして国会審議では、訪問介護事業所の36.7%が赤字だったと報告されましたが、4割近い事業所が赤字というデータが審議会には示されませんでした。今、厚労省審議会には、訪問介護の基本報酬引下げ撤回を求める抗議文が届いたり、緊急声明の発表が続いています。そして、ヘルパー自身プライドが傷つき、やる気がなくなったという声が聞こえます。利用者からも、引下げはおかしいと声があります。

次の質問になります。中小規模の訪問介護事業所は、基本報酬引下げにより閉鎖、倒産に拍車がかかります。昨年の倒産は、東京商工リサーチによると過去最多の427社で、倒産が5割超の67社、休廃業・解散が7割超の360社です。諏訪圏内ではどんな状況でしょうか。お聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 訪問介護サービスにおきまして厳しい状況となることが予想される2024年度の報酬改定では、改定率の外枠として処遇改善加算の一本化等により、0.45%相当の改定となる見込みです。これにより処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特定処遇改善加算の三つが一本化され、新たに介護職員等処遇改善加算が創設されます。

これは、一部の要件を満たしていても思うように加算を取得できないことがありましたが、今回の一本化で算定要件が見直されたことにより取得をしやすくなることが期待されています。加算の取得を目指すことで、介護報酬の改善が期待でき、最大加算率の面でも大きな拡充がなされております。訪問介護事業所では、基本報酬に加え、未取得の加算を取得することで経営の改善が期待できることとなります。

なお、令和4年度、令和5年度に新規開業した諏訪圏域内の事業所は6事業所、廃業した事業所は4事業所となっております。当広域連合では、各事業所が加算における知識を身につけ、より効果的に加算を取得していくことが今後の経営に不可欠と考えておりますので、介護職員の処遇改善加算研修などを実施し、支援をしてまいりたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 物価高、人手不足、大手参入による競合、ガソリンの高騰などの影響があります。大手は都市部やサービス付高齢者住宅など、集中的に訪問回数を増やしていたり、低燃費車両の導入などでコストを圧縮しています。都会モデルと田舎モデルを一緒にして平均するのはおかしいと思います。

諏訪6市町村ではどうでしょうか。訪問の移動距離が長く、ガソリンの節約はできず、訪問回数も少なくなります。人手不足や高齢化もあります。小規模事業者が支えている実態です。

先ほど、研修を設けると支援策をお聞きいただきましたが、国は処遇改善加算を取れば収益が上がるとおっしゃっていますが、小規模事業所では研修会に出す人員の余裕がありません。基本報酬だけでは赤字になります。今おっしゃった研修会のほかに、諏訪広域連合としての支援策をお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 先ほど答弁いたしました介護職員の処遇改善加算の研修につきましては、開催方法とかそういったことも見直しながら、それに加えて実際に訪問介護事業所の職員が参加できたり、知識を得られるような方法を今後も検討してまいりたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 研修の方法をしっかりと検討していただいて、どの事業者も参加できるようにお願いいたします。

3か所の訪問介護事業所にお話を聞いてきました。処遇改善加算を基本報酬に入れてほしい。処遇改善加算は働く人の手当に回すもので、事業所の収入ではない。移動に時間がかかっても報酬は増えない。その分、時給やガソリン代が持ち出しになる。身体介護より生活援助に大変さがある。生活援助費を上げてほしい。自動車を事業所ではなく職員個人のものを使っている。新しい利用者の受入れはできない。土日祝日の介護報酬を平日とは別にしてほしい。訪問介護型から定期巡回型に切り替えていく方向もある。

社協では、経営を守るために事業規模を縮小し、新規の利用者は受け入れない。また、現在の利用者も見直していく方向です。社協の姿勢は民間へ影響を与えています。事業所の声、ヘルパーの声、利用者の声を直接聞いてください。特に社協の状況はしっかり把握していただきたいと要望します。

訪問介護サービスは地域の在宅介護の柱で、住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らすことができるよう支援する、地域包括ケアの要を担っています。利用者にとっては、自宅で暮らす命綱です。このままでは明らかに訪問介護事業所は生き残れません。在宅介護を壊す一大事です。

訪問介護がなくなれば、在宅医療も容易に破綻すると日本医師会から警鐘が鳴らされました。家計が苦しく、施設ではなく訪問介護を選ぶ人が大勢います。ショートステイの受入れがない人もいます。厚労省は訪問介護の基本報酬の引下げを撤回すべきだと思います。諏訪広域連合として厚労省審議会に抗議していただき、事業所存続のために助成を検討し、利用者の暮らしを守っていただきたいをお願いいたします。

次に、④の訪問介護職員の確保について。ヘルパーの人手不足は深刻です。訪問介護を利用したくても利用できない事態です。ヘルパー確保への対策をお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 昨年８月に実施しました第９期介護保険事業計画策定のためのケアマネジャーアンケート結果から、人員が不足していると感じている介護サービスは、訪問入浴、短期入所、次いで訪問介護となっております。

令和６年３月１日現在、諏訪広域管内の訪問介護事業所数は５７事業所で、１年前の同時期には５５事業所でしたので、事業所数で見ますと若干増えている状況となっております。

一方、令和４年度に実施しました介護従事者等アンケート調査結果では、訪問介護職員の平均年齢が５３歳と、全サービスの平均年齢４６．２歳を大きく上回っている状況から、高齢化による職員不足も懸念されているところです。

ホームヘルパーのみならず、介護人材不足は顕在化しており、介護人材の確保は喫緊の課題となっていることから、当広域連合といたしましては、介護のイメージ向上のための取組の推進、介護人材の離職防止に向けたセクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止の研修の実施、介護職場の生産性の向上及び事務処理の効率化に向け、引き続き支援をしてみたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

１４番早出すみ子議員 ヘルパーは専門職です。利用者宅を訪問し、身体介護や生活援助のケアを提供するヘルパーは、介護が必要な人の生活を支え、命を尊厳を守っています。ヘルパーは５０代から６０代、７０代の方たちが働いています。ごみ出し、回覧板を回すこともしています。独り暮らし、老老世帯、認知症、息子さんとの同居世帯など、要支援１、要支援２の人の利用者が多いと聞きました。健康を維持するためにも、また同居家族の生活も支えています。

どの事業所もヘルパーは４人、６人、７人です。常勤が少なく、パートが多い状況です。食事もお弁当の方が増えていますが、満足している人は少なく、温かい手作りの食事をとっていますが、時間が足りません。利用者の一人一人に合わせた介護サービスを提供しています。若いヘルパーには難しい面があります。経験を重ねて、やっと対応できる場面が多いとお聞きしました。訪問介護には、１５年、２０年と働く魅力があるとの声です。

ハローワークや広報からの応募は少なく、職員のつながりで確保している状況です。一番の確保の対策は報酬を上げることです。早期に報酬を上げて、働く環境を整える必要があります。御尽力をよろしくお願いいたします。

次に、大きい２番、介護保険事業計画について、①家族介護者支援への取り組みについてお聞き

いたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 家族介護支援への取組につきましては、地域包括支援センターが主体となり、在宅で要介護高齢者等を介護する家族介護者に対しまして、介護に関する知識、技術の普及や介護者同士の交流機会の創設等を通じまして、介護に係る負担の軽減を図ってまいります。

介護に関する知識、技術等の普及啓発といたしましては、家族介護者等を対象とした家族介護教室を開催し、介護に関する基礎知識や介護技術の習得を支援するのに併せて、介護に関する悩みや不安を相談する機会といたします。

介護者同士の交流機会の拡大といたしましては、家族介護者等の介護負担軽減のために、交流会や心理相談を実施しながら、介護されている方のストレスケアとネットワークづくりを推進し、介護者交流会を通じて介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズの把握に努めることで、それらの解決を図っていきたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今、答弁にありました交流会を含めて、相談体制を強化していただきたいと思います。

次に、②のヤングケアラーの支援についてお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 ヤングケアラーにつきましては、まだ認知度が低く、理解されていない方が多いと感じております。ヤングケアラーとは、本来大人がやるべき家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子供のことを指しております。子供が自分の置かれている家庭状況が当たり前だと思い、ヤングケアラーであることに気づかず、家族にも自覚がなく、表面化しにくいことが多いため、早期発見と把握が難しいのが現状です。また、家庭内のデリケートな問題であるため、真面目な子供ほど相談するのを諦めたり、学業を諦めてしまうことも多いと言われております。

この問題は一家庭の問題ではなく、社会全体で考えるべき問題であるため、政府は認知向上への取組を進めていますが、支援はまだまだ行き届いていないのが現状です。当広域連合におきましても、第9期介護保険事業計画の中で地域包括ケア体制の強化に、介護をする家族等への支援の充実を新たな項目として追加しております。

今後は、ヤングケアラーにつきまして理解を深めていただくために、学校や医療、福祉機関と連携を図り、相談先の明確化など、適切な支援につなげるよう努めてまいります。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今、答弁にもありました。なかなか社会に認知されておられません。長野県は、2022年にヤングケアラーの実態調査をしております。小学生10人に1人、中学生15人に1人という結果です。それ以後、調査はありません。国や県はやっと動き出したと私は思います。

ヤングケアラーの存在は昔からあります。しかし、令和の時代は人権を守る時代です。子供が子供としてではなく、家族の介護者として生きています。将来の希望や夢が持てるでしょうか。子供

の時間の速度は速く、二度と戻らない大事な時間です。ヤングケアラーの悩みは、孤立と孤独です。自分から相談をしてくるとは思いませし、家族も相談はできない状態ではないでしょうか。

確かにいろいろな相談体制も大事ですが、早期発見・把握が大事です。医療現場、介護現場、教育現場で発見・把握につながる場面が多々あります。コーディネーターの配置も決まっておりますが、コーディネーターの活躍や重層的支援体制整備のスタートにより、具体的にどのように実態を把握するのか。具体的な計画があればお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 策定した計画のほうには今回載せておりますが、まだ具体的な計画というところまでは至っておりません。ただ、来年度から始まります重層的支援体制整備事業におきましては、他の分野と連携をして相談体制、地域づくり等を行っていきますので、またその中等でも検討してまいりたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 御検討をよろしく願いいたします。この問題は、複数の機関が関わっております。こども家庭庁でも、未来戦略プランに取り組まれております。どこが中心で取り組むのか、どこに集約していくのか明確にさせていただきたいと思います。

市民にも広くヤングケアラーの存在を周知していただき、子供の人権を守る立場で早期に福祉的支援につなげていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

今井康善議長 これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時50分といたします。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時50分

今井康善議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

介護保険課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 すみません。先ほどの花岡議員の答弁の中で訂正がございますのでお願いいたします。

1の1、施設整備計画における介護老人施設の定員についての再質問1の中で、介護老人福祉施設等の待機者の待機場所としまして、介護老人保健施設等と答弁するところを、介護老人福祉施設と答弁しておりましたので、福祉施設を保健施設と訂正をさせていただきます。

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について

○日程第 3

議案第 2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について

○日程第 4

議案第 3号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について

○日程第 5

議案第 4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）

○日程第 6

議案第 5号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第 7

議案第 6号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）

○日程第 8

議案第 7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第 9

議案第 8号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

○日程第 10

議案第 9号 令和6年度諏訪広域連合救護施設ハヶ岳寮特別会計予算（案）

○日程第 11

議案第 10号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

○日程第 12

議案第 11号 令和6年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第 13

議案第 12号 令和6年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

○日程第 14

議案第 13号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○日程第 15

議案第 14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第 16

議案第 15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第 17

**議案第 16 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

今井康善議長 日程第2 議案第1号から日程第17 議案第16号までの16件を一括議題といたします。

この16件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告をお願いします。総務消防委員長。

牛山基樹総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された7件の議案審査に当たり、10名の委員出席の下、金子ゆかり広域連合長、早出一真副広域連合長、牛山貴広副広域連合長、事務局長、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程においては、質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について報告いたします。

審査の過程においては、質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

審査の過程において、繰越明許となった理由はとの質疑に対し、国土交通省による加速騒音規制に対応した車両の認可が遅れ、適合車両の生産が需要過多により間に合わないためと答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程においては、質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第8号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目1節及び2節、4款、5款2項3目及び5目、6款の一部、7款並びに歳出のうち3款を除く全てであります。

審査の過程において、小児夜間急病センター清算負担金の内容はとの質疑に対し、小児夜間急病センター運営医師会が事業清算に要する費用。具体的には、累積赤字の清算の費用、清算期間の人員費、カルテ等個人情報の適正処理に関わる費用に対する負担金であるとの答弁。

補償補填費の内容はとの質疑に対し、医療機関として供するため、改装した建物の原状回復に関わる費用であり、大型看板の撤去工事等も含まれるとの答弁がございました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第11号 令和6年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、庁舎LEDリース料について、今後毎年計上される経費なのか。また、工事費はかからないのかとの質疑に対し、毎年計上される経費であり、リースのため工事費はかからないとの答弁。

全消防庁舎が対象かとの質疑に対し、全ての庁舎が対象であるとの答弁がございました。

施設整備工事の内容はとの質疑に対し、諏訪署と富士見署の屋根防水工事であるとの答弁。

自動車購入費の内容はとの質疑に対し、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車であるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第12号 令和6年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、スポーツ振興補助金の内容及び補助対象はとの質疑に対し、公共的かつ圏域を代表する団体が、圏域全体の活性につながるスポーツ活動を行う場合を対象とし、要綱に基づき交付するとの答弁がございました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

以上、報告を終わります。

今井康善議長 次に、福祉環境委員会の付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

・**川信仁福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会において付託された10件の議案審査に当たり、11名の委員出席の下、今井副広域連合長、宮坂副広域連合長、名取副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について報告いたします。

質疑はなく、討論において、初期の介護保険料から第9期計画では介護保険料が倍になっている。また、所得が低い人が所得の高い人に比べ高い負担率になっているため、公費投入による介護保険料の抑制を求めていく必要があり反対との討論。諏訪広域連合では、既に14段階を設定しており、低所得者の軽減を実施していること。また、介護保険委員会において協議し、第10期を見通した金額設定をしているため賛成との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第 9 号 令和 6 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、庁用器具購入費の内容はとの質疑に対し、食器洗浄機が改築時から 20 年以上経過し、水漏れ等の劣化が見られることから、更新をするとの答弁がありました。

また、入浴介助器具の更新と多機能トイレの改修の予定はとの質疑に対し、入浴介助器具は計画に基づいて進め、トイレ改修の予定はしていないとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第 10 号 令和 6 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について報告いたします。

質疑はなく、討論において、議案第 2 号同様、介護保険料の引上げを含む本議案には反対との討論。議案第 2 号同様、介護保険委員会において協議をし、第 10 期を見通した金額設定をしているため賛成との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第 13 号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第 14 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第 15 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第 16 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

以上でございます。

今井康善議長 ただいまの各委員長報告に対し、これより 1 件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第 1 号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。花岡進議員。

2番花岡進議員 委員長報告に反対の立場で討論いたします。

介護保険料は上昇の一途をたどっており、2000年の介護保険制度発足時の約2倍になっています。一方で、年金支給額は減り続け、さらに医療費や介護利用料の負担増に物価高騰が追い打ちをかけ、高齢者の生活の厳しさが増えています。このような状況の中、本条例改正案は第9期計画において、第1号被保険者の保険料基準額を引き上げる内容を含んだものとなっています。

国は、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化するとして、標準9段階から標準13段階への見直しを行いますが、諏訪広域連合では既に14段階となっており、厚生労働省が示した標準乗率に近い乗率を既に課しているため、国基準の範囲内では10段階以上の乗率引き上げの余地がありません。第1、第2段階は保険料が下がりますが、第5段階基準額の保険料が年間1,200円引き上げられ、6万6,600円となります。収入所得に対する負担率は8%を超えています。

一方、乗率が据置きとなる14段階で、収入所得が1,500万円超えの方の保険料は2,820円の引き上げで15万6,510円となりますが、所得に対する負担は1%ほどです。所得が低いほど負担率が高く、所得が高いほど負担率が低い制度になっています。乗率見直しの検討が必要であると考えます。

介護保険制度を維持していくための法律的な解決策は、公費負担の増額です。特に国庫負担の大幅な増額を求めていくことが必要です。当面、国庫負担の増額が見込めない中で、残高が15億円となっている介護給付費準備基金をさらに投入し、保険料の引き上げを避けるべきであると考えます。よって、委員長報告に反対いたします。

今井康善議長 ほかにありませんか。小松壮議員。

12番小松壮議員 12番、小松壮です。議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

今後、総人口が減少し、少子高齢化が進む中、諏訪圏域では高齢者人口は緩やかな減少傾向が続きますが、高齢化率は上昇し続ける見込みであります。

第9期介護保険事業計画中の2025年には、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となる過渡期を迎え、介護など社会保障費の急増が懸念されております。また、2040年には85歳以

上人口が急増し、団塊ジュニア世代も高齢者となる一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれることから、現役世代にこれ以上の負担を求めるのも難しい状況となっていきます。

今回の報酬改定では、保険料段階の標準9段階を13段階へ見直し、一定以上の所得がある人の負担額を引き上げる一方で、所得が低い人の負担を抑えるよう保険料を引き下げるとされましたが、諏訪圏域では既に14段階設定としているため、一定以上の所得がある人の新たな負担は見込めない状況であります。

今後、後期高齢者や認知症高齢者の増加、認定率の上昇に伴い、介護給付費は増加していく見込みです。財源の一つである第1号被保険者の介護保険料必要額の上昇を抑制するために、介護給付準備基金を最大限充当し、介護保険委員会で検討した結果、月額100円の増額としていることから、第10期以降の増額予想も考慮し、第9期での増額は必要と考え、賛成をいたします。

今井康善議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

今井康善議長 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託の廃止について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和5年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、委員長報

告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。花岡進議員。

2番花岡進議員 委員長報告に反対の立場で討論します。

本予算案は、議案第2号で反対した保険料の引上げを含んだものです。高齢化の進行による介護給付費増に加え、国の公費削減により保険料基準額の引上げが行われれば、高齢者にさらに大きな負担をもたらします。

介護保険制度は、第9期計画期間中に老人保健施設等の多床室の室料負担が新設されます。さらに、一定所得以上の利用料2割化、ケアプランに自己負担導入、要介護1・2の生活援助サービスの総合事業への移行など、さらなる利用者負担増と給付費抑制が検討されており、史上最大の制度改悪と言わざるを得ません。

国に対して、これらの計画を中止し制度の改善を求めるとともに、公費負担を増やし、保険料負担の軽減を求めるものです。よって、保険料引上げを含んだ本予算案に対する委員長報告に反対をいたします。

今井康善議長 ほかにありませんか。伊藤浩平議員。

8番伊藤浩平議員 議案第10号 令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

議案第2号の介護保険条例の一部改正において定められている介護保険料は、第9期介護保険事業計画の中に増加していく見込みである保険給付費推計を基に、財源の一つである第1号被保険者の介護保険料必要額の上昇を抑制するため、介護給付準備基金を最大限繰り入れております。また、所得の低い人の負担を軽減するため、第1段階、第2段階の保険料率を国の最終乗率、第3段階をより低く抑えたものとなっているなど、介護保険委員会等でしっかり議論をされ、設定されたものと理解をしております。

その介護保険料を含む令和6年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）は、ほかの予算科目についても精査されたものとなっており、令和6年度の介護保険事業を運営していくものに必要な予算であると考えます。

以上、委員長報告の賛成討論といたします。

今井康善議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

今井康善議長 起立多数であります。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号 令和６年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１１号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号 令和６年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１２号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１３号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１４号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１５号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

今井康善議長 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時25分

今井康善議長 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出を申しあげました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

審議を通していただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を深め、課題の解決に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後も引き続きお力添えのほどをお願い申し上げますとともに、皆様方の一層の御健勝を御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

今井康善議長 これにて、令和6年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時27分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 今 井 康 善

3 番 林 元 夫

2 0 番 望 月 克 治

議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議決月日	審 議 結 果
承 認 第 1 号	6. 3. 25	省 略	6. 3. 25	原 案 承 認
承 認 第 2 号	〃	〃	〃	〃
承 認 第 3 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 1 号	〃	総務消防委員会	6. 3. 26	原 案 可 決
議 案 第 2 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議 案 第 3 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議 案 第 4 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議 案 第 5 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 6 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議 案 第 7 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 8 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	〃
議 案 第 9 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議 案 第 1 0 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 1 1 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議 案 第 1 2 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 1 3 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議 案 第 1 4 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 1 5 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 1 6 号	〃	〃	〃	〃